

第5次太子町総合計画（案）

兵庫県太子町

目次

序論	総合計画の意義と構成	2
	太子町のあゆみ	4
	町が持つポテンシャル	
	①人口・世帯	7
	②自然環境	8
	③歴史的資源	9
	④産業・交通	10
基本構想	太子町を取り巻く時代潮流	12
	広域計画の動向	21
	今後10年間の人口の見込み	24
	小中学生が描く町の将来像	26
	全世帯アンケートの結果	28
	まちづくりの基本目標	32
	今後10年間の重点課題	33
	政策・施策の体系	36
	各施策の基本構想	37
基本計画	健康でいきいきと暮らせるまちづくり	61
	誰もが支え合って暮らせるまちづくり	67
	子ども達の笑顔があふれるまちづくり	76
	安心して暮らせるまちづくり	85
	快適で住みやすいまちづくり	92
	美しくすがすがしいまちづくり	97
	憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり	104
	産業の活気あふれるまちづくり	115
	自治と連携による力強いまちづくり	122

第5次太子町総合計画

序 論

総合計画の意義と構成

1. 総合計画の意義

本町においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、昭和 47 年に「自然と調和のとれた播磨のベッドタウン・太子」を目指すべき将来像とした基本構想を定め、その後 2 回の計画改定をはさみ、平成 12 年に「和のまち太子～活きるまち 誇れるまち 自立したまち～」をまちづくりの基本理念とする第 4 次太子町総合計画を策定、町勢振興に努めてきたところである。

これまでの本町の発展は太子町総合計画に指針を求め、多くの成果が得られた結果である。平成 22 年度以降の、新たな 10 年間の行政運営にあっても、現計画までの成果と反省を反映し、少子・超高齢社会への進行、住民生活や意識の多様化など、新たな社会情勢に対応しつつ、将来へ向けて本町が進むべき道を示すため、「第 5 次太子町総合計画」を策定する。本計画は、具体的には以下の役割を担うものである。

- (1) 町政の総合的かつ計画的な運営の基本方針であり、個別の施策やプロジェクトの実施にあたっての推進基準となる。
- (2) 住民生活や企業活動に長期的な方向を示すものであり、計画内容についての理解を得るとともに、行政と住民が協働してまちづくりを進めるための基本指針となる。
- (3) 国・県等に対して、町政の基本方針を説明するものであり、計画の内容について理解を得て、必要な事業の推進や制度改善等に関し、積極的な実現を要請する。

2. 総合計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成する。それぞれの役割は次のとおりである。

(1) 基本構想

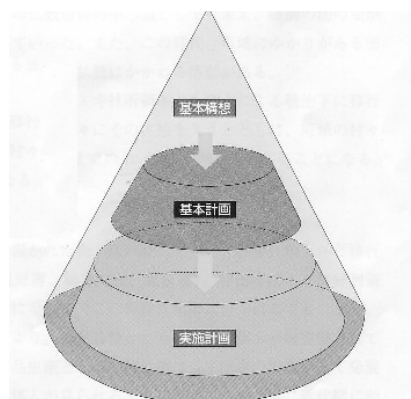
基本構想は、まちづくりの基本目標を定め、太子町の目指す将来像を明らかにするとともに、その実現のために必要な施策の大綱を定める。基本計画と実施計画の基礎となり、町政の指針として位置づけるものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を具体化するための基本的行政施策を体系的に定める。事業の進捗状況等を勘案して、5 年後に見直しを行い、必要に応じて改定するものとする。

(3) 実施計画

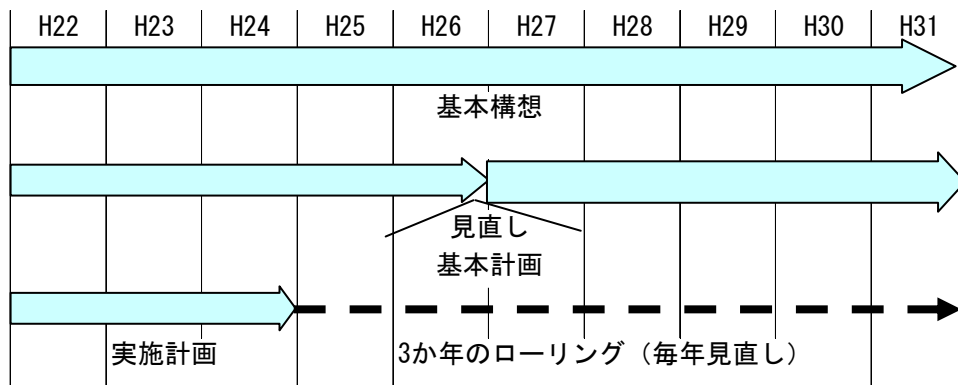
実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するため、具体的な事業手法、財源等を明らかにするとともに、計画の進行管理を行う。期間は 3 年とし、毎年度見直し



を行う。また、別冊として扱うものとする。

3. 計画期間

平成 22 年度（2010 年度）から平成 31 年度（2019 年度）を計画期間とする。



太子町のあゆみ

太子町域は、中国山地の東端を構成している播但山地を大きく刻んで南に流れる揖保川の下流域にある。人々は安全性と利便性、また快適性を求め、この土地を上手に利用してきた。住居位置として微高地を求め集落を形成し、用水路として旧河道を利用し、本格的な農業を始めた。いま時代を超えて、延々と揖保川から林田川を越え、水を引く田なかの溝筋などや、地域にとどまる歴史の面影は、その時々^のまちづくりの証である。

まちの歴史を知ることが、未来を展望し、適切に行政を進めていく上で示唆を得るものである。まちづくりの観点から太子町の歩みを見てみる。

(1)考古・古代・中世期

町域には、縄文・弥生・古墳時代にかけての数多くの遺跡が残されている。出土した膨大な遺物群からは、この地域が数千年以上もの前から人々の生活の場であり、次第に文化が開けていった様子がうかがわれる。

古代に入るとその早期から開発が始まる。『播磨国風土記』は、大和王権の進出の様相や地域の人々の開田の歴史を明らかにするとともに、町域が属する範囲を、揖保郡のいほのこおり 広山・ひるやま 枚方・ひらかた 大家・おおやけ 大田・おおた 石海いわみの5里で表している。7世紀には、推古天皇から聖徳太子に鵜の地が恩賜され、太子は同地を法隆寺に施入した。後に、この地は「法隆寺領播磨国鵜荘」へと発展し、その中核として斑鳩寺が建立(11世紀か)されると、この地方の仏教信仰の中心地としても栄え、播磨国における特異な文化興隆地域を形成していった。また、時代はやや遡るが、神亀4年(727)に、町域にゆかりがある徳道上人が大和国の長谷寺を建立するなど古代仏教にかかわる活動がある。

中世を通じ、鵜荘は法隆寺領の中核的な荘園として栄えるが、武士が台頭するに伴い、全国的に貴族・寺社領荘園は武士の統治下に移行することとなった。鵜荘は在地武士勢力の影響を受けながらも、中世後期まで荘園として存続するが、豊臣政権の太閤検地を経て鵜荘は解体、町域の村々は近世の幕藩体制に組み込まれることになる。

町域は古代から交通の要衝に位置していた。古代では町域のすぐ北を、都から北九州へ通じる古代山陽道が通じており、また中世には元寇を契機として京都から博多まで通じる筑紫大道が建設され、本町域の龍田地区を通っている。

(2)近世期

播磨は、織田・豊臣政権の支配下に置かれた後、江戸時代を迎え、幕藩体制下へと移行する。町域の村々は、姫路藩領から龍野藩、鵜藩(後、新宮藩)、林田藩によって分割領有されることになり、以降、明治維新に至るまでこの領村支配下に置かれることになる。

この近世期、大名による永い治世により、農業基盤とともに産業基盤も一層整備されていた。貨幣経済が進展する中、播磨地方では商品生産として「播州素麺業」が発展するが、町域の村々もその一翼を担い、地場産業として発展させていった。

また、江戸時代初期に大名の参勤交代制が始まり、斑鳩寺の門前町としての鵜は近世山陽道の宿場となり、本陣が置かれて、永く活況を呈した。

(3)近代・現代期

廃藩置県の後しばらくして、町域は播磨国一円をその区域にした飾磨県の下に置かれ、明治9年(1876年)に、同県が兵庫県に合併されてから現在に至っている。また、町域の村々は、同22年(1889年)4月に市制町村制が施行されたことにより統合され、斑鳩・石海・太田・龍田の4か村として誕生した。これより先に、旧来の郡が正式の地方行政区画となり、鵜に揖東郡役所が置かれている。その後、揖東・揖西両郡が合併し、揖保郡となった。郡の中心地であった斑鳩村は昭和6年(1931年)に町制を敷き、斑鳩町となっている。

この時期、地域発展の原動力の一つは鉄道の敷設であった。国有鉄道東海道線が全線開通したのは明治22年(1889年)のことである。神戸以西は私鉄の山陽鉄道が敷設され、同年11月に揖保川左岸まで開通した。同42年(1909年)には、町域を南北に縦断して網干・龍野間を結ぶ、龍野電気鉄道が開通している。

鉄道の開通を契機に、姫路市を中心とする播磨臨海部の工業化が進められ、全国有数の近代工業地域として発展していった。町域もその一面にあって、今日まで、その影響を大きく受けることとなる。また地場産業としては、明治・大正期においても引き続き、素麺業が隆盛している。

昭和24年(1949年)のシャープ勧告により、町村合併推進の方針が具体化されることとなり、「昭和の大合併」へと展開する中、同26年(1951年)4月、斑鳩・石海・太田の3か町村が合併し、太子町を発足させた。同30年(1955年)1月には龍田村を加えて現町域を確定し、地方自治の確立へ新たな取り組みを進めた。

町域は永く農業地域であったが、大手家電メーカー工場が操業を開始したこと、また国道2号の開通、国鉄網干電車区の存在により鉄道の利便性が高い、など交通の要衝に位置したことなどから居住ニーズが高まり、宅地開発が相次ぎ、都市化が大きく進展することとなった。下水道整備をはじめとする生活環境の整備、また文化会館や保健福祉会館、総合公園などの公共施設の整備も進み、今日まで人口の増加が続いている。

平成15年7月、全国的に市町村合併の議論が行われる中、本町は「龍野市・新宮町・揖保川町・御津町・太子町合併協議会」に加入して合併協議を進めたが、同16年8月に同協議会を離脱、「太子町」という行政体を存続させる道を選択した。

今日では、地方分権の進展、三位一体改革により地方公共団体の果たすべき役割が一層増大する中、少子・超高齢社会の到来、成長社会から成熟社会への移行など、地方自治を取り巻く新たな課題が生じている。

町が持つポテンシャル①人口・世帯

本町の人口は平成 17 年国勢調査で 32,555 人であり、前回国勢調査（平成 12 年）から比較すると 1.9%増加している。県内 41 市町中、増加している市町は 13 あるが、そのほとんどが阪神地域の市町であり、西播磨地域で人口が増加しているのは本町のみである。世帯数も同様に増加しており、増加率では西播磨 7 市町で 1 位、県内 41 市町の中でも 8 番目の高い伸び率を示している。

このように、少子高齢化が進行する中、人口が増加しているのが本町の特性である。将来的には本町の人口も減少傾向に転じると見込まれるが、現在のところ、姫路や阪神地域へのアクセスの利便性などから、本町の居住ニーズは高いといえる。

町が持つポテンシャル②自然環境

本町域は揖保川の下流域に位置し、面積は 22.62k m²と県内市町で 3 番目に小さく、東西 6.4km、南北 3.7km の町域は容易かつ短時間に移動することが可能である。気候は温暖・少雨な「瀬戸内海式気候地帯」に属し、近年の平均気温は 16.0 度、年間降水量は 1,038.5mm で、比較的生活しやすい気候に恵まれている。

町域の 4 分の 3 を占める平地部分は古代より水田、集落として利用されてきた。本町とその周辺のほぼ全面から方形条里の遺構、条里制による土地割が残っており、それ以後の用水路・道路の位置・形状に影響を与えている。現在は町の中央部が市街地、その周辺部が農地として利用されており、北部及び東部の外周部には町内最高峰の大山（250.1m）を中心に山地が広がっている。

河川は河幅 40m の林田川、同 20m の大津茂川が北から南に流下している。公共下水道の整備以後、河川の水質は改善し、遊歩道やサイクリング道路が整備されて住民の憩いの場となっている。また町城南東部に位置する福井大池も平成 19 年に親水公園として整備され、散策やレクリエーションの場、生息する虫や小鳥等の観察を通じた、環境学習の場としての活用が期待できる。

町が持つポテンシャル③歴史的資源

本町の町名「太子町」は、町域の水田百町が推古天皇から聖徳太子に贈られ、古代・中世を通じ、法隆寺の経済基盤を支えた「鵜荘」があったことに由来する。現在の東西南北に整然と区画された本町の水田風景は、当時の条里制地割の名残である。中世の町域の姿を描いた「法隆寺領播磨国鵜荘絵図」（法隆寺蔵）と現在の航空写真を見比べても、現地を明確に比定することができる、全国的にも珍しい地域といえる。

鵜荘経営の拠点として建立された斑鳩寺は、創建時期が11世紀に遡る古刹であり、国指定重要文化財の三重塔など、数多くの文化財を有している。聖徳太子の命日である、2月22、23日に行われる「太子春会式」、8月21、22日に行われる「太子夏会式」は、町内外から数多くの参拝客が訪れ、今なお「お太子さん」として広く信仰を集めている。

戦国・江戸時代の剣豪、宮本武蔵は自著『五輪書』で、自らを「生国播磨の武士」と記しており、また、江戸時代の地誌にも、「宮本武蔵の生誕地は太子町宮本である。」と明記されている。残念ながら江戸時代の大火災のため、武蔵に関する古文書や系図などは焼失してしまったが、今でも「武蔵産湯の井戸」とされる古井戸が残っている。

本町は古来より現代に至るまで、東西の主要交通路が往来する交通の要衝である。古代は町域のやや北側を「古代山陽道」が、中世には町域内を「筑紫大道」が通っていた。また江戸時代には「近世山陽道」が通り、斑鳩寺門前には鵜宿が置かれていた。今も斑鳩地区の近世山陽道沿い、また斑鳩寺周辺にかけて、往時を偲ばせる古い町並みを見ることができる。

毎年秋になると、町内は屋台を担ぐ「チョーサー」という掛け声がこだまする。また屋台の他にも町内各地で行われる秋祭り、沼田・竹広地区の獅子舞、夏の夜を炎で焦がす原の火祭り、お幡入れ・法伝哉など、町内には数多くの祭り、伝統芸能が残されている。これらは神社の氏子関係、あるいは地縁関係に結ばれた人々が、先祖伝来の伝統を大切に受け継いできた証、現代においても歴史の息吹が息づいている証である。

町が持つポテンシャル④産業・交通

本町は、古代より交通の要衝であった。現在も国道 2 号（太子龍野バイパス）、国道 179 号が町域を縦横に走り、町域を少し離れると北に山陽自動車道、南に国道 250 号など、わが国における主要な幹線道路が通っている。また鉄道は、J R 新幹線及び山陽本線が通っており、山陽本線網干駅は京阪神地域へ向かう新快速電車の発着駅となっている。鉄道、自動車ともに町外への移動が容易であり、とりわけ京阪神地域へのアクセスの利便性が高い。京阪神地域、姫路市のベッドタウンとして居住ニーズは高く、全国的に人口が減少する中、本町が人口増加を続けている一因となっている。

商業従業者数は平成 3 年をピークに減少傾向にあるが、販売額は増加傾向にある。特に国道 179 号や都市計画道路立岡山線を中心に沿道サービス業が発展しており、町内外からの人の往来も多くにぎわいをみせている。

本町の工業は昭和 35 年の大手家電メーカーの操業以後、電気機械器具製造業を中心に大きく発展してきた。近年では、平成 12 年をピークに製造品出荷額等の減少傾向が続いていたが、平成 18 年以降復調の兆しをみせている。

第5次太子町総合計画

基本構想

太子町を取り巻く時代潮流

1. 少子・超高齢社会への進行

わが国は平成 17 年に人口減少局面に入ったが、今後は一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見込みである。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」によれば、本総合計画の計画期間終了年次である平成 32 年（2020 年）の日本の総人口は、平成 17 年と比較して 503 万 3 千人（3.9%）減少し、老年人口割合（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 29%に達する一方、15 歳未満人口の割合は 11%まで減少すると予測されている。このような人口構造の変化は、将来的な労働力人口の減少を引き起こし、経済社会の持続的発展への悪影響、社会保障経費の増嵩を引き起こすものと懸念される。

家族形態の変化を概観すると、昭和 55 年（1980 年）に 3.22 人あった平均世帯人員は、平成 17 年には 2.56 人と減少傾向にあり、平成 32 年には 2.36 人まで落ち込むと予測されている。今後は「夫婦のみ世帯」、「単独世帯」が増加するものと思われるが、とりわけ少子高齢化の進展による「高齢者独居世帯」の増加が見込まれる。これらの世帯では、若い世帯員の支援が期待できないことから、地域社会の支援が特に必要になると考えられ、一人暮らし高齢者を見守る体制を確立する必要がある。

【太子町の状況】

現在の本町は老年人口割合が県内市町で 4 番目に低く（平成 21 年 2 月 1 日現在）、また 15 歳未満人口も増加している。しかし平成 32 年には、老年人口割合が全国平均とほぼ同じ 27%になる見込みであり、また 15 歳未満人口割合も平成 32 年には 14%まで低下する見込みであることから、将来的には本町においても少子・超高齢社会が到来するものと思われる。本町の特性として、他市町に比べて高齢化の進行が速く、また高度経済成長期に宅地開発された地域を中心に「高齢者のみ世帯」が増加し、今後地域コミュニティの維持が困難になるおそれがある点も留意しなくてはならない。

子どもの数は現在のところ増加しており、保育所や学童保育など保育サービスの需要が高まっている。その一方、核家族化の進行、転入者の増加、地域コミュニティのつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える親の増加も懸念される。

用語の解説

超高齢社会＝老年人口割合が 21%を超える社会

2. 地方行財政構造の変革

平成 12 年（2000 年）の地方分権一括法の施行以後、国と地方の関係は対等とされ、住民に最も身近な、基礎的自治体である市町村が、地域特性や住民のニーズを的確に把握したうえで施策を決定、展開していくことが求められている。

一方、地方財政に対する国の関与縮小を目的とした、国庫補助金の一般財源化・交付税改革・税源移譲よりなる「三位一体の改革」は、地方交付税の大幅な減額により、地方財政を硬直化させる一因となった。また、長引く景気低迷による税収減から地方公共団体の財政運営は全国的に厳しさを増し、財政再生団体に転落する団体も生じている。税収入の大幅な回復が期待できない今日、住民ニーズに的確に対応するためには、行財政改革の推進によるスリムで機動的な行政体制の確保、財政基盤の確立が不可欠である。

また住民の意識、生活スタイルが複雑・多様化する中、行政に対するニーズも多様化している。財源に限られる中、効果的に施策を展開するためには、広聴体制の充実による住民ニーズの的確な把握、総合計画・実施計画に基づく計画的な行政運営、政策形成能力の向上が求められている。

【太子町の状況】

「平成の大合併」で全国的に市町村合併が進展する中、本町は「太子町」という行政体を存続させる選択をした。地方交付税総額の削減と合併市町村に対する財政上の優遇措置が講じられる中、非合併市町村にあっては厳しい財政運営を強いられることが見込まれる。また本町の長期的な財政見通しを概観すると、地域経済の景気回復、税収増加が見込まれない中、歳出面においては下水道償還費の増嵩、少子超高齢社会の到来による医療費・扶助費の増加が見込まれる。

本町では、「第 4 次新行政改革大綱」「集中改革プラン」を策定して行財政改革を着実に推進しているが、限られた財源の中、多様化する住民ニーズに対応して事業を進捗するためには、広聴体制の充実による住民ニーズの把握と適切な事業選択、総合計画に基づいた計画的な行政運営、行政評価制度の導入による事業成果の検証と次年度事業計画への反映を行い、限られた財源を有効に生かしつつ充実した行政サービスを提供しなければならない。

3. 災害を未然に防ぐ備え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は自然の恐ろしさ、災害に対する都市の脆さをあらためて我々に思い知らせるものとなった。今後においても、南海地震などの海溝型地震、大規模な内陸直下型地震が発生する危険が高まっている。また豪雨による被害も増大しており、地球温暖化の進行に伴い、大雨の頻度増加、台風の強大化等による風水害の頻発・激甚化が指摘されている。

一方、大きな被害を出した阪神・淡路大震災を契機として、地域内で助け合う防災体制の充実や、災害時のボランティア活動など、住民の自助・共助の意識が高まり、自主防災組織の結成、災害発生時におけるボランティアの活躍につながっている。しかしながら今後は核家族化、都市化の進展による地域的なつながりの希薄化、高齢化による防災の担い手の減少等により、自助・共助機能が低下することが懸念される。また、高齢者や障害者など災害弱者をいかに避難誘導するかも課題となっており、事前の「要援護者リスト・マップ」の作成など、援護体制の確立が求められている。

さらに近年では、従来の自然災害にとどまらず、食中毒や感染症、さらにはテロなど住民の安全・安心を脅かす新たな脅威も発生している。これらの新たな脅威に対しても的確に対処しうる体制整備が求められている。

【太子町の状況】

近い将来に発生が見込まれる山崎断層地震が起こった場合、町内の予測震度は震度5（強）、県内全体での死者数は最悪3千人に達するおそれがある。一方町内公共施設の耐震化率は45%、住宅の耐震化率は56%（いずれも平成17年現在）にとどまっており、耐震化の推進が喫緊の課題となっている。

また風水害に関しては、水田の減少等により土地そのものが持つ保水力が低下し、風水害が発生しやすい状況が生じている。町では将来の雨水下水道整備を見据え、「雨水基本計画」の見直しを平成20年度に行ったが、今後は計画的に事業を進捗していく必要がある。

また、災害発生時に速やかな避難を行うためには、避難路の確保及びその周知・広報、迅速かつ正確な情報提供体制の構築と併せ、地域防災力の向上が不可欠である。本町の自主防災組織の組織率は100%であるが、実戦的な防災訓練の実施等により、一層の防災力強化を図る必要がある。

4. 参画・協働体制の推進

価値観や生活スタイルの多様化、画一性より個性を尊重する機運、ものの豊かさより心の豊かさを重視する人々の増加など、近年、住民意識が大きく変化する中であって、住民が行政に対して求めるものも多様化・複雑化している。

一方、地方公共団体を取り巻く状況は、長引く景気低迷、三位一体改革の影響から厳しい財政状況にある。限られた財源を有効に生かし、住民ニーズに合致した事業を行うためには、広聴体制の充実を図るとともに、事業の計画段階における住民の参画を進め、住民と行政が課題や問題意識を共有し、協働してまちづくりを進めることが大切である。

地域自治において大きな役割を果たしている自治会などの地域コミュニティ、また、特定のテーマの下に集まって活動するボランティア団体やNPO、まちづくりに積極的に関わろうとする住民等と協働しながら、より効果的な事業手法を見出す必要がある。

【太子町の状況】

平成18年に開催した「のじぎく兵庫国体・少年ラグビーフットボール競技会」では、500名を超える町民サポーターが活動し、太子町が持つ地域の力、住民サポート力の強さを実感させるものであった。それ以後も、学校支援ボランティア活動、まちの美化活動、障害者の補助、高齢者への給食配布など、町内では様々なボランティア活動が行われている。また本町においてもNPOが発足し、活動を展開している。

地域コミュニティについては、町内には67自治会があり、快適な地域社会実現のために大きな役割を果たしているが、近年では自治会加入率の低下が課題となっている。

町は、平成24年度までを計画期間とする「第4次新行政改革大綱」において、「官民協働による適正な行政サービスの提供」を基本的な取組方針として掲げ、「まちづくりの集い」の開催、パブリックコメント制度の導入、各種ボランティア活動の推進に取り組むとともに、行政パートナー制度やアダプトプログラムの導入を検討している。

用語の解説

NPO＝営利を目的とせず社会的な事業を行っている民間団体の総称。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境など）で、社会の多様化したニーズに応える役割が期待されている。

行政パートナー制度＝自分の持つ知識・経験・時間などを生かし、行政の事業やイベントに参加・協力したり、事業や業務を担ったりするなど、住民団体や個人が行政とともにまちづくりに取り組む制度

アダプトプログラム＝ボランティアとなる住民や事業所等が里親となって、道路、公園等を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化など維持管理を行う制度

5. 情報通信技術の発達と行政への活用

情報通信技術の発達は、情報収集が迅速・容易となるとともに、他地域との即時的なコミュニケーションを可能とし、生活スタイルの変化、新たな交流創出の可能性を秘めている。兵庫県内のインターネット普及率は平成 18 年で 60.4%に達しており、広く国民生活に浸透していることがうかがえる。今後は「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながる「ユビキタス社会」の実現に向け、国においては「u-Japan 政策」が推進されている。

行政への活用についてみると、総務省は電子自治体の構築に向けた「新電子自治体推進指針」において、「利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」することとしており、先進的な団体においては、住民基本台帳カードを用いた多目的サービスなど新たな取り組みが進められている。利便性の向上、事務の効率化を図るため、電子化を一層推進することが求められている。また、情報を瞬時・広範囲に伝達できる側面から、災害や不審者情報など緊急情報の提供手段として、さらに町外へ広くまちの魅力を発信するツールとして、一層の活用を図ることが求められている。

【太子町の状況】

平成 20 年 6 月に実施した全世帯アンケートによれば、本町のインターネット利用世帯は 69.4%（携帯電話含む）に及んでいるが、そのうち町のホームページを週 1 回以上閲覧している住民は 7%にとどまっている。「一度も見たことがない」方は 48%もおり、インターネット閲覧環境は整いつつあるものの、町ホームページそのものに対する関心は非常に低いといえる。

本町の情報通信基盤整備は、平成 14 年度に「地域イントラネット整備事業」が完了し、公共施設間が光ファイバー回線でつながると同時に、役場や文化会館、各公民館にインターネット閲覧端末を配置し、住民が自由にインターネットを閲覧できる環境を整えた。全世帯アンケートからうかがえる今後の住民ニーズは「自宅や各種公共施設での住民票等申請」「税や公共料金のクレジット支払い」など、情報通信技術を活用した行政サービスの利便性向上を求めるものが多いが、「ケーブルテレビやラジオを利用した行政情報の提供」、「町議会のライブ中継」など、行政情報発信の充実を求める意見も多く寄せられている。

町ホームページの閲覧率の向上、デジタルデバイスへの配慮を行いつつ情報通信基盤を生かした行政サービスの向上、また、きめ細やかな情報発信を行う必要がある。

用語の解説

ユビキタス社会＝「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」コンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会

u-Japan 政策＝2004 年 7 月、総務省がユビキタスネット社会実現のために発表した政策。

それまでの「e-Japan 政策」が IT 戦略であるのに対し、u-Japan ではこれに「Communication」を加え、ICT（情報通信技術）の構築を打ち出し、「ユビキタスネットワーク整備」、「ICT 利活用の高度化」、「利用環境の整備」という 3 つの施策で構成されている。

デジタルデバイド＝パソコンやインターネットなどの情報通信技術(ICT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差のこと

6. 地球温暖化など環境破壊の進行

地球規模の人口増加や経済規模の拡大、大量生産・消費・廃棄という社会経済システムの中、我々人類の生活が環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化、酸性雨など地球規模での環境問題を引き起こしている。このまま環境破壊が進行すれば、気候変動に起因する自然災害の増加、さらには人間社会の持続性にも影響を及ぼすことが懸念される。

国際社会においては京都議定書に基づく二酸化炭素排出量等の削減に向けた取り組みが進めている。また、住民生活においても環境問題の重要性が認識されつつあり、クールビズやエコバッグ、資源ごみの集団回収など、個人が行う環境対策が浸透しつつあるが、環境問題解決の困難さから、国・地方自治体を含めた住民・事業者・行政が課題と役割、責任を共通理解し、一体となって一層の取り組みを進める必要がある。

【太子町の状況】

地球規模で環境破壊が進む一方、騒音や大気汚染、不法投棄などの身近な環境対策も課題となっている。全世帯アンケートの自由意見においても、ごみのポイ捨て防止など「環境美化対策」を求める意見が多数寄せられており、住民の問題意識も高いことがうかがえる。

ごみの減量化に関しては、平成14年度よりプラスチック包装容器等資源ごみの分別回収を実施している。廃棄物処理量に関しては、粗大ごみを中心に減少しているものの、依然として、資源ごみを普通ごみとして廃棄しているケースもあり、ごみの減量化に取り組む余地はまだあると言える。

地球環境保護の問題は、全世界規模で対応しなくてはならない大きな課題である。しかし「市町村レベルでは取り組まなくてもよい」というわけではなく、本町においても、住民と行政が一体となり、できることから地球環境保護に取り組む必要がある。

7. 地域経済の動向

バブル崩壊後の景気低迷から脱しつつあったわが国経済は、世界的な金融危機、各種物価の上昇に伴う個人消費の冷え込みが影響し、大幅な回復には至っていない状況にある。また長引く景気低迷は、企業の雇用形態や産業構造を大きく変化させており、国内産業の空洞化、雇用情勢の悪化による所得や社会的格差の拡大が懸念される。さらに、モータリゼーションの発達や市街地の郊外への拡大により、中心市街地の空洞化が続いている。

農業については、米価の下落、農業経営者の高齢化などにより農業経営が困難となりつつある。経営者が高齢化する一方後継者は不足しており、増加している遊休農地の解消も課題となっている。また食の安全性が厳しく問われる中、地域の中で安全・安心な食品を提供、消費する地産地消の重要性が唱えられている。

【太子町の状況】

産業振興は町の活力、にぎわいの源である。本町の製造品出荷額は、平成 18 年度以降復調の兆しをみせている。しかし世界経済は金融危機以降下り坂を迎えており、本町をはじめ地域経済に与える影響を今後注視する必要がある。また本町には現在製造業事業所数が 97 事業所あるが（平成 18 年 10 月 1 日現在）、用途地域上の「工業地域」は大手家電メーカー工場地のみであり、既存町内工場の移転改築や新規工場進出時の受け皿となる場がない状況にある。

商業は国道 179 号沿道や都市計画道路立岡山線沿道を中心に沿道サービス業が発展しており、町内外からの人の往来も多くにぎわいをみせているが、住宅との景観上の調和に配慮する必要がある。

本町の農業をめぐる状況は全国的な傾向と同じく、農地の減少、農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となっている。農業従事者の減少は遊休農地の増大、ひいては美しい田園景観風景の喪失につながるものであり、農業従事者の確保を図るとともに、都市と農村の交流など、多様な事業展開を図る必要がある。

8. 学校・家庭・地域一体の教育

少子高齢化による子どもの数の減少や核家族化による家族構成員の減、都市化の進展に伴う地域社会での大人と子どもの関係希薄化は、「子ども同士、子どもと大人が交流する機会」を減少させ、人間関係の空洞化を引き起こしている。一方、情報化社会の進展は生活の利便性を向上させた反面、有害な情報に子ども達をさらすことになり、子どもの健全育成上の問題となっている。

また、学校現場ではいじめや不登校の発生、「心の問題」を抱えた児童・生徒の増加、犯罪の低年齢化、いわゆる「学級崩壊」など様々な問題が発生しているほか、精神的疾患により休職する教職員も増加しつつある。

これらの状況に対応するためには、学校のみではなく、家庭・地域・学校の三者が一体となり、子ども達を健全に育むことが求められている。

【太子町の状況】

本町ではスクールカウンセラーを配置して「心の問題」に対応しているが、児童・生徒、親や教師からの相談は非常に多く、問題の深刻さがうかがえる。また近年、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）など発達障害を抱える児童生徒へのきめ細やかな指導も求められている。

核家族化・都市化の進展に伴い、子どもをめぐる「人と人のつながり」の希薄化、家庭や地域の教育力の低下が懸念されている。子ども会活動や各種イベントなどの地域活動、職場体験する「トライやるウィーク」などの取り組みのほか、学校支援ボランティアなど住民との参画と協働を通じ、子ども達を地域で育む取り組みを進める必要がある。

広域計画の動向

(1) 国土形成計画（全国計画）

国土計画は、開発を基調とした従来の「全国総合開発計画」から成熟社会に対応した新たな国土計画、「国土形成計画」への転換が図られ、平成 20 年 7 月に初めての「国土形成計画（全国計画）」が策定された。本計画では、一極一軸に集中した国土構造、人口減少社会の到来、グローバル化の進展、ライフスタイルの多様化等を「対応すべき課題」と捉え、「多様な広域ブロックが自立的に発展し、美しく、暮らしやすい国土の形成」が将来ビジョンとして描かれており、具体的には以下の 5 点が、「新しい国土像実現のための戦略的目標」として示されている。

① 東アジアとの円滑な交流・連携

円滑な交流を担う高速交通ネットワークや情報通信基盤の整備 等

② 持続可能な地域の形成

拡散型都市構造から既存ストックを活用した集約的都市構造への転換、都市が相互補完する「都市圏」の形成、地域資源を生かした産業の活性化 等

③ 災害に強いしなやかな国土の形成

公助・自助・共助の強化による災害対策、ハード・ソフト両面からの減災対策、災害に強い国土構造への再構築 等

④ 美しい国土の管理と継承

自然環境に配慮した循環と共生の重視 等

⑤ 「新たな公」を基軸とする地域づくり

個人やNPO、企業等の民間主体が行う新たな公共的活動＝「新たな公」の担い手との協働による地域づくり 等

(2) 近畿圏広域地方計画

国土形成計画（全国計画）と対をなす広域ブロック計画として、「近畿圏広域地方計画」が平成 21 年 8 月策定された。本計画では近畿圏の目指す姿として以下の 7 点が示されている。

① 歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域

歴史・文化資産の保全・継承・活用 等

② 多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域

③ アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域

④ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域

地球温暖化防止対策、都市環境の改善、循環型社会の構築 等

⑤ 都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域

- 地方における拠点機能の強化と連携、農山漁村における多面的機能の保持 等
- ⑥ 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域
高度医療・緊急医療の体制整備、安全・安心な社会空間の形成 等
 - ⑦ 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域
防災・減災対策の推進 等

また播磨地域に関する記述として、播磨科学公園都市での **Spring-8** を中核とした研究教育拠点の形成を進めることとされている。

(3) 21世紀兵庫長期ビジョン（全県ビジョン、西播磨地域ビジョン）

兵庫県の長期計画である「21世紀兵庫長期ビジョン」は、「急速な人口増加と経済発展に象徴される成長社会から、人口の減少と安定的な経済成長の中で、一人ひとりの責任と多様な価値観のもとに、主体性や個性が発揮でき、かつ全体として調和する成熟社会を迎えている。」との現状認識の下、県民主役・地域主導・ストックの有効活用を視点として、平成13年2月に策定された。計画は、全県の将来像を明らかにする「全県ビジョン」と広域的な地域ごとに、地域特性を生かしつつ将来像を描く「地域ビジョン」から構成されている。

全県ビジョンでは兵庫県全体が目指す将来像として、以下の4点が示されている。

- ① 創造的市民社会
県民一人ひとりの主体的に行動する社会、健康で安心して暮らせる社会 等
- ② 環境優先社会
人と自然が調和した「共生と循環」の社会 等
- ③ しごと活性社会
創造的な働き方ができる社会、多様なしごとが地域の活力を育てる社会 等
- ④ 多彩な交流社会
まちの暮らしにふれあいや安らぎがある社会、交流を育む基盤としくみが整った社会 等

また、「西播磨地域ビジョン」では、

- ① 生きがいを持って暮らす
- ② 人と人が創る豊かな人間関係を広げる
- ③ 住み慣れた地域で支え合ってともに生きる
- ④ 人と自然の営みが調和した循環型社会を目指す
- ⑤ うるおいとにぎわいのある地域をつくる
- ⑥ 世界につながる創造的で活力ある社会を目指す

の6点を「西播磨地域の夢」とし、播磨科学公園都市の先端科学技術、森林や海、島などの豊かな自然、歴史文化や地域産業を生かしつつ、目指すべき将来像の実現を図ることとしている。また西播磨南部の播磨灘沿岸地域については、「都市近郊居住ゾーンとしての魅

力の向上を図ると同時に、緑あふれる良好な環境で住み、学び、働く定住基盤を高めつつ、人が行きかう、うるおいある地域づくりを目指す」こととされている。

これら国・県が策定した広域計画を概観すると、人口減少社会の到来、生活様式や価値観の多様化等の現状認識の下、「公的サービスの提供を行政のみが担うのではなく、行政と住民の「参画と協働」によって担う」との方向性は共通している。

また、目指すべき将来像として、開発中心の社会から既存ストックを有効に活用する社会への転換、人と自然が共生する循環型社会の構築、防災・減災対策の推進、高福祉社会の実現等が示されている。

今後 10 年間の人口の見込み

わが国は平成 17 年に人口減少局面に入ったが、今後は一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来する見込みである。

その一方、本町の将来人口を推計すると、総人口は平成 17 年以降も微増し、本計画開始年次である平成 22 年に、ピークである約 32,700 人に達する。その後は減少傾向に転ずるが、JR 網干駅前の土地区画整理事業に伴う人口増も予想され、本計画終了年次である平成 32 年には、平成 17 年人口より 1% 減少した、約 32,200 人となる見込みである。

年齢区分別の人口割合をみると、0～14 歳の年少人口割合は、平成 22 年まで 16% 以上で推移する。これは平成 17 年国勢調査における兵庫県全体の割合（14.2%）を上回るものであり、少子高齢化が進行する中、本町においては、当面は子どもの人口は増加しつづける見込みである。しかし平成 27 年には 15.7%、平成 32 年には 14.3% まで低下し、全国的な傾向から時期はやや遅れるものの、長期的には本町においても少子化の進行が予想される。

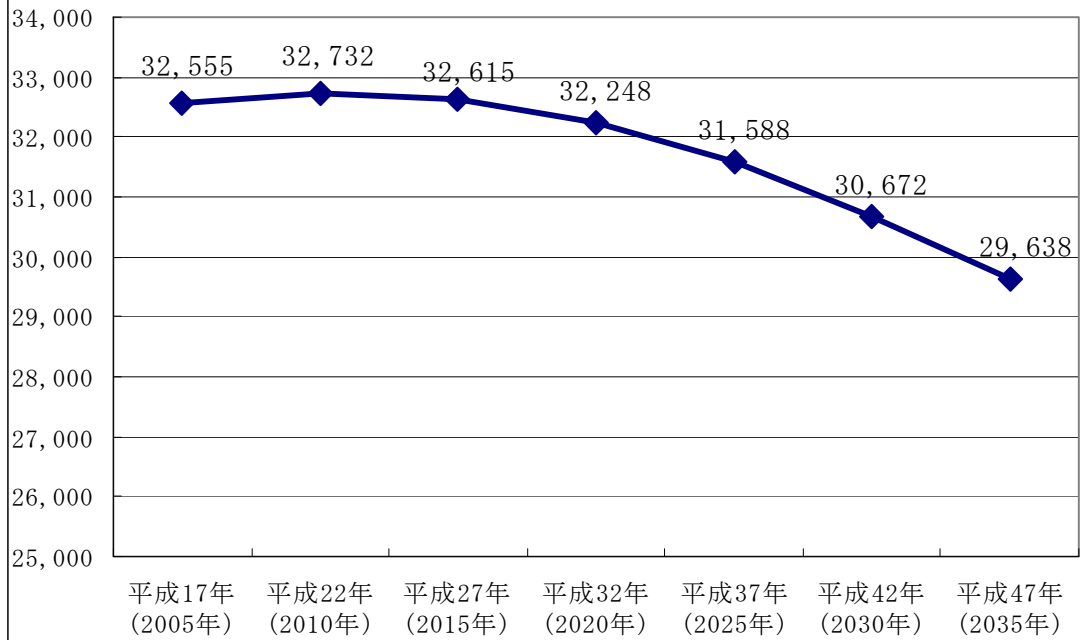
15～64 歳の生産人口割合は平成 17 年以降減少し、平成 32 年には 58.5% まで低下する。その一方、65 歳以上の老年人口割合は、平成 17 年の 15.9% から平成 32 年には 27.2% と、11.3%、上昇する見込みである。また全国平均の老年人口割合（※）と比較すると、平成 17 年では 4.3% 開いていた差（全国平均 20.2% - 太子町 15.9%）は、平成 32 年では 2.0% まで接近（全国平均 29.2% - 太子町 27.2%）する見込みであり、他市町村より速いスピードで高齢化が進行することとなる。

本計画期間終了後である平成 33 年以降においても人口減少が続き、平成 47 年には 30,000 人を下回り、約 29,600 人となる見込みである。

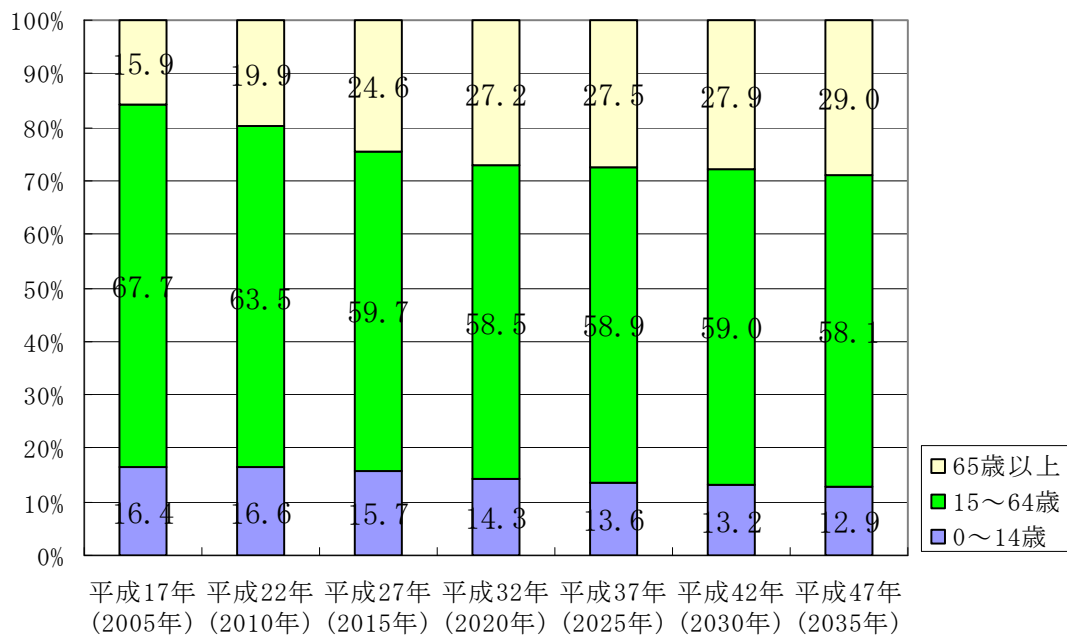
本町は京阪神地域や姫路市へのアクセスの利便性、生活環境の整備等により長年にわたり人口が増加してきたが、今後は人口が減少するという新たな局面を迎えることとなる。しかし、活力あるまちづくりのためには、定住人口の維持・増加が不可欠であり、まちの魅力創出や少子化対策等により、定住人口の確保を図る必要がある。また併せて、増加する高齢者に対応した施策の展開を図る必要がある。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」

太子町の将来人口



年齢区別の人口割合



小中学生が描く町の将来像

総合計画を策定するにあたり、未来の太子町の担い手となる子ども達が太子町の将来についてどのような夢、イメージを抱いているかを把握するため、「こんな風になったらいいな！将来の太子町」をテーマに、小学生から絵画、中学生から作文を募集した。

絵画については各校で選定された優秀作品 35 点について、その描かれた内容を分析したところ、以下のとおりとなった。

①「自然・緑・水」	13 件
②「遊び場・広場」	8 件
③「交通」	7 件
④「環境保護」	4 件
⑤「明るい町」「新施設」	各 3 件
⑥「歴史遺産」「科学技術」	各 2 件
⑦「農業」	1 件

(1 作品で複数の内容に分類したものもある。)

また作文については 412 点提出いただき、その内容を分析すると以下のとおりとなった。

① 自然環境保護	392 件
② 商工業、観光の振興	109 件
③ 防災、防犯対策	88 件
④ 交通対策	78 件
⑤ 公園・広場等の整備	49 件
⑥ 和のまちづくり	40 件
⑦ 歴史を生かしたまちづくり	35 件
⑧ 単独行政のまちづくり	35 件
⑨ 老人・障害福祉の充実	31 件
⑩ 教育文化・スポーツの振興	20 件
⑪ 他市町の合併推進	13 件
⑫ 公共施設の充実	13 件
⑬ 医療の充実	12 件

(1 作品で複数の内容に分類したものもある。)

以上の結果を踏まえると、小中学生が将来の太子町に対して抱いているイメージは、以下の6点にまとめることができる。

- ① 自然環境保護
自然の保護、環境保護、緑化
- ② 商工業、観光の振興
新しい店舗の出店、レジャー施設建設、太子町のPR
- ③ 遊び場・広場
公園や広場の整備
- ④ 防災・防犯対策
地震や水害に強いまちづくり、安全なまちづくり
- ⑤ 交通対策
交通安全、道路の整備、公共交通
- ⑥ 和のまちづくり
明るい町、いじめのない町、交流が進んだまち

「自然環境保護」については、小学生絵画、中学生作文ともに多く取り上げられており、自然環境に対する関心が高いことがうかがえる。また「遊び場・広場」「防災・防犯対策」「交通対策」に対するニーズも高い。

大人を対象とした「全世帯アンケート」での「望まれる太子町像」と比較すると、全世帯アンケートでは回答が少ないが、小中学生の意見として多く挙げられているのは、「商工業、観光の振興」「和のまちづくり」であった。「商工業、観光の振興」においては大型店舗の出店やレジャー施設の建設を求める意見が多い。また「和のまちづくり」については、いじめ問題や近所づきあい（あいさつ等）の大切さ、異世代の交流を求める意見が多かった。大型店舗やレジャー施設による「にぎわい」創出を求める意見が多い一方、精神的なつながりを求める意見も、小中学生の間で多いことがうかがえる。

全世帯アンケートの結果

住民が望む将来の太子町像、ニーズが高い施策を把握するため、平成20年6月～7月に「全世帯アンケート」を実施した。

【基本的なデータ】

調査対象＝太子町の全世帯

配布数	11,401
回答数	7,456
回答率	65.4

【男女別】

男性	2,794
女性	4,482
無回答	180

【年齢別】

19歳以下	8
20歳代	247
30歳代	1,246
40歳代	1,116
50歳代	1,754
60歳代	1,896
70歳以上	1,142
無回答	47

【小学校区別】

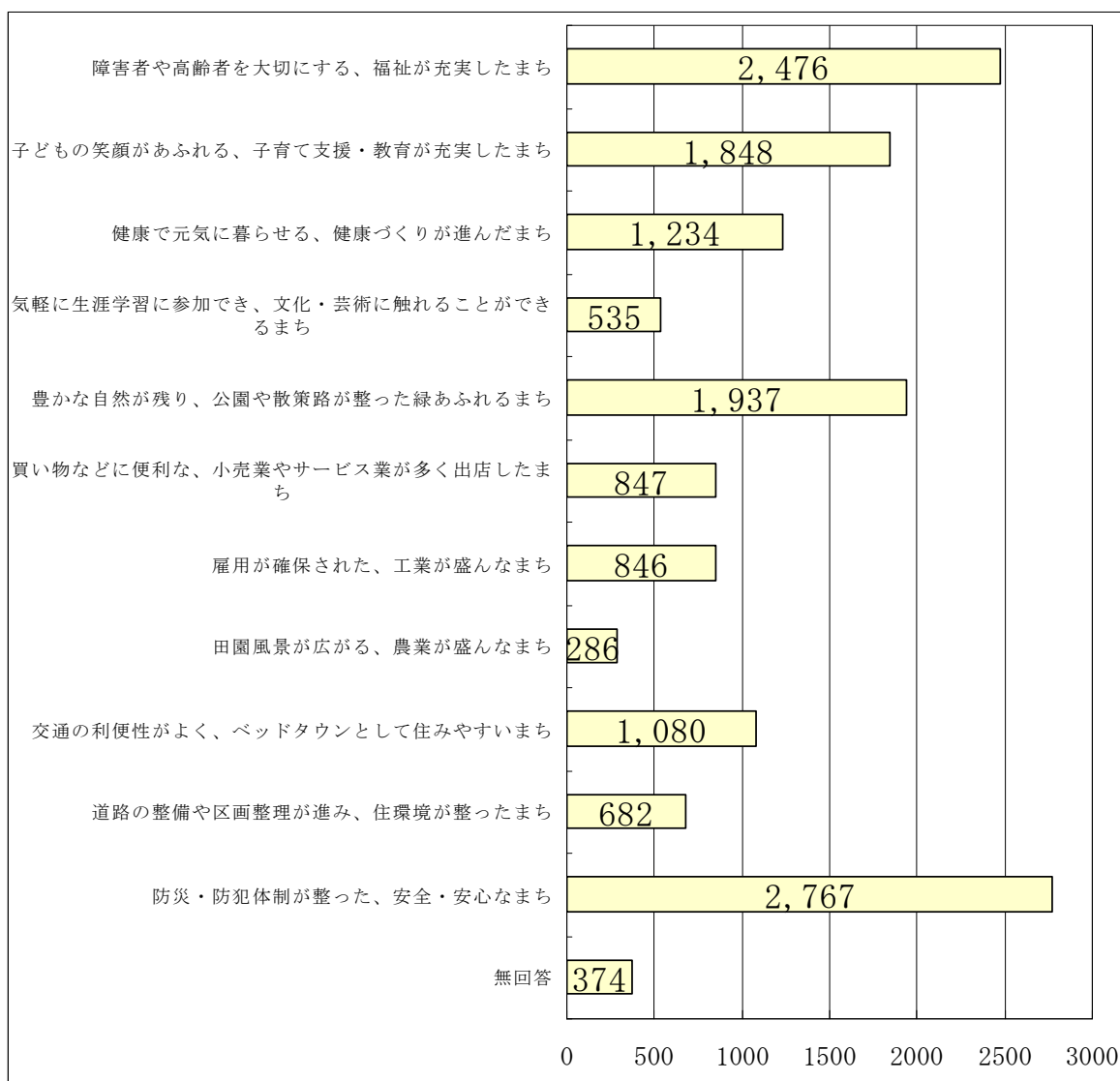
斑鳩	1,630
石海	2,366
太田	2,669
龍田	641
無回答	150

本アンケートの構成は以下のとおりであるが、まちづくりの重点課題を導き出すため、特に問8「太子町の良い点、良くない点」、問9「望む町の将来像」の回答結果を分析する。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 回答者に関する質問 | ＝問 1～6 |
| ・ 太子町の住みやすさ | ＝問 7 |
| ・ 太子町の良い点、良くない点 | ＝問 8 |
| ・ 望む町の将来像 | ＝問 9 |
| ・ 今後取り組むべき施策 | ＝問 10 |
| ・ 子育て支援、高齢者福祉等個々の施策について | ＝問 11～17 |
| ・ 参画と協働のまちづくり | ＝問 18 |
| ・ 行政サービスと負担について | ＝問 19 |
| ・ 自由意見欄 | ＝問 20 |

【住民が望む町の将来像】

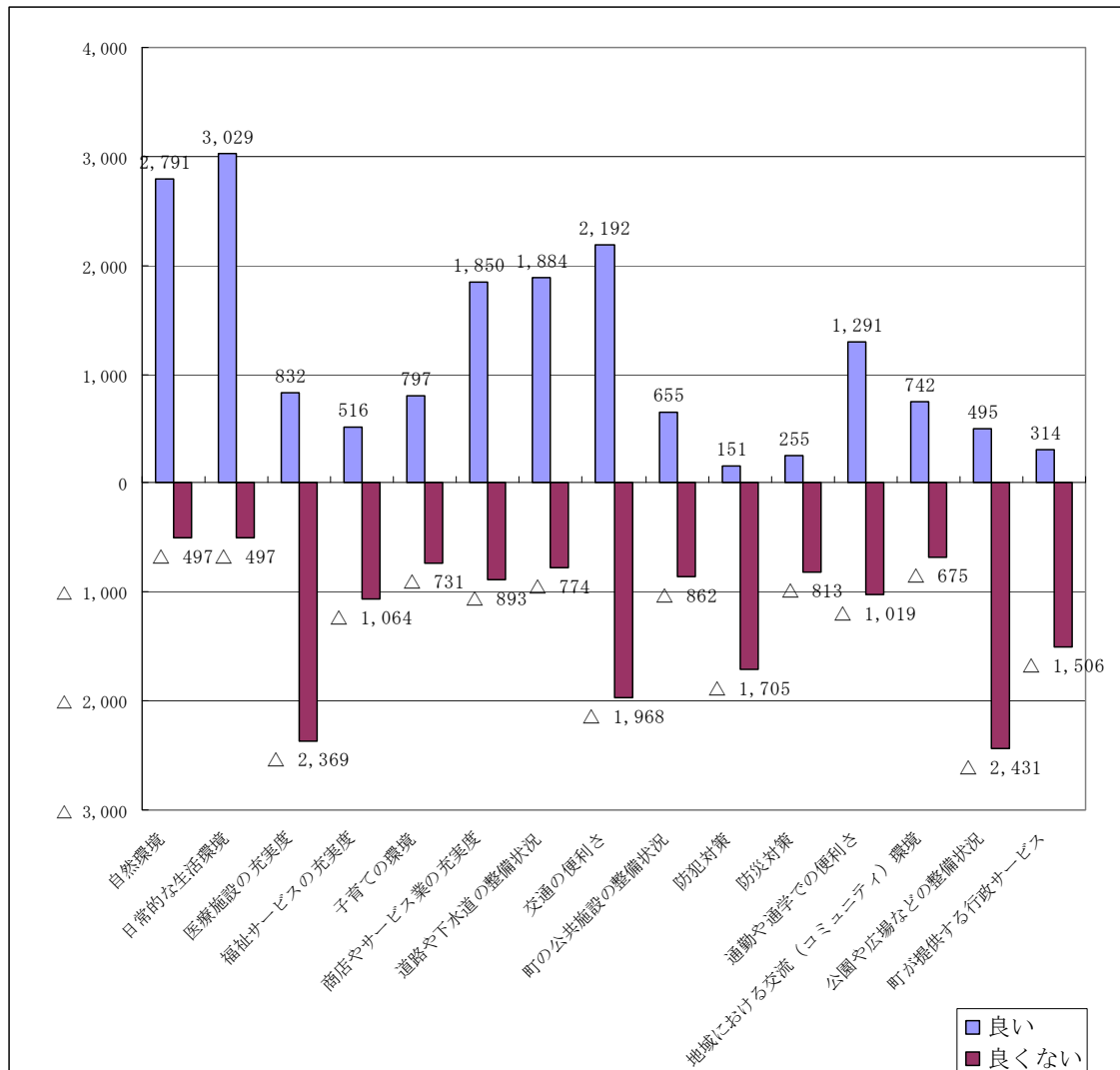
問9「望む町の将来像」の回答結果は以下のとおりである。



多かった回答は、「安全・安心なまち」、「福祉が充実したまち」、「公園や散策路が整った緑あふれるまち」、「子育て支援・教育が充実したまち」であった。「安全安心」「福祉」「子育て」「緑」に対する住民ニーズが高いことがうかがえる。

【住民からみた、太子町の良くない点】

問8「太子町の良い点、良くない点」の回答結果は以下のとおりである。7分野において「良くない」が「良い」を上回っている。



「良くない」が「良い」を上回ったもの (括弧内は「良くない」の回答件数)

- ① 公園や広場などの整備状況 (2,431 件)
- ② 医療施設の充実度 (2,369 件)
- ③ 防犯対策 (1,705 件)
- ④ 町が提供する行政サービス (1,506 件)
- ⑤ 福祉サービスの充実度 (1,064 件)
- ⑥ 町の公共施設の整備状況 (862 件)
- ⑦ 防災対策 (813 件)

「良い点」として多かった回答は、日常的な生活環境、自然環境、交通の便利さ、道路や下水道の整備状況であった。都市化の進展、交通の便利さ等が「住みやすさ」につながる一方、自然環境が残っていると住民意識もうかがえる。

「良くない点」は、公園や広場の整備状況、医療施設の充実度、交通の便利さ、防犯対策であった。交通の便利さは「良い点」「良くない点」双方で多く回答されているが、小学

校区別にみると太田・龍田地区において、特に「良くない点」として多く回答されている。

【全世帯アンケートから導き出される重点課題】

以上、「住民が望む町の将来像」「住民からみた太子町の良くない点」について分析したが、全体的な傾向として、道路や下水道などの都市基盤整備、商業やサービス業の充実度、交通の利便性など都市化の状況に対する不満は少ない。その一方、福祉サービスの充実、安全・安心の確保、子育て支援など、生活に密着した事業に対するニーズは高いといえる。また公園や広場に対するニーズも高い。

「望む町の将来像」＝住民ニーズが高い分野、「良くない点」＝現施策では不十分であり一層の取り組みが必要な分野、であると整理すると、「望む町の将来像」「良くない点」の両方に挙がっている分野は、特にニーズが高く、かつ一層の取り組みが必要な「重点課題」と位置づけることができる。

そこで両設問で回答件数が多かった以下の4点を、「アンケート結果から導き出されるまちづくりの重点課題」として整理することとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 緑、憩いの場があるまちづくり② 高齢者の方が暮らしやすいまちづくり③ 子どもの笑顔があふれるまちづくり④ 安全・安心なまちづくり |
|---|

※アンケートの詳細な結果は、平成21年3月作成「全世帯アンケート結果報告書」に掲載している。

まちづくりの基本目標

「和のまち太子 ～活きるまち 誇れるまち つながるまち 安心のまち～」

太子町という町名は、この地域が聖徳太子にゆかりをもつことから名付けられた。

そこで、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」の教えから引用し、住民一人ひとりがこのまちに住む魅力を感じながら、手を取り合って、より魅力的なまちづくりを進めていくことをめざして、まちづくりの目標を『和のまち太子』と定める。

これは、個（一人ひとりに限らず、一つひとつのものも含む）を大切にしながら全体と調和がとれていること、飛鳥時代からの歴史と伝統を大切にしつつ、一方では時代の潮流に応じた改革を進めていくこと、さらに、住民参加による主体的なまちづくりを推進することを基本に、住民と行政の連携により地域課題を地域自らが解決できる体制を築くことにより、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指すものである。

この目標の達成にあたり、次の理念によるまちづくりを進める。

活きるまち＝住民一人ひとりが尊重され、いきいきと快適に暮らすことができる「活きるまち」を基本とする。全ての住民が個性を生かし、輝いて暮らすことができれば、町全体が元気になる。子ども達の笑い声が町中にあふれ、高齢者や障害者が安心して生活でき、全ての住民が笑顔で暮らすことができるまちづくりを進める。

誇れるまち＝わが町に愛着と誇りをもち、住民としての自覚を促す「誇れるまち」を基本とする。豊かで便利な生活と引き替えに、私たちはこれまで受け継いできた豊かな自然環境を失い、歴史や伝統の重みを忘れつつある。自然、歴史、文化、産業など、太子町ならではの特色ある資源を生かし、次世代へと伝え、誰もがこのまちに住むことに誇りをもてるまちづくりを進める。

つながるまち＝「和を以って貴しとなす」の精神で結ばれた、人と人が「つながるまち」を基本とする。人と人が互いに尊重して力を合わせれば、それは大きな力となる。住民同士の支え合い、住民と行政の参画と協働など、人と人のつながりを大切にし、住民・行政の力を結集して地域の課題を解決するとともに、誰もが孤立せずに幸せに暮らせるまちづくりを進める。

安心のまち＝日々の不安が取り除かれ、誰もが安心して暮らすことができる「安心なまち」を基本とする。我々の暮らしは、自然災害や犯罪、交通事故など、常に「危機」と隣り合わせである。また先行きの不透明感から、ともすれば日々の暮らしや将来の生活に対して不安を感じる時もある。「危機」への備えを万全にするとともに、不安が解消される施策を展開し、安心して心穏やかに生活できるまちづくりを進める。

今後 10 年間の重点課題

行政に対する住民ニーズが多様化する中、町が取り組むべき事業も多岐にわたるが、今後 10 年間の時代潮流、全世帯アンケートや小中学生の絵画・作文からうかがえる住民ニーズ、さらに、これまでの町政の点検により導き出され、今後さらに充実させるべき事項について議論・整理を行い、本総合計画期間中に重点的に取り組むべき課題を以下の 8 点とする。

(1) 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

急速な高齢化、生活習慣の変化により疾病を持つ人々や要介護状態となる人々が増加している。

生活習慣病を予防し、いきいきと活力をもって暮らしていくためには、住民一人ひとりが自主的かつ継続して生活習慣を改善し、健康づくりに取り組むことが大切である。日常生活習慣を見直し、あるいはスポーツやレクリエーション活動に親しむことによって、皆が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める。

【施策の体系】 政策 1 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(2) 安心して老後が迎えられるまちづくり

本町の老年人口割合は、平成 17 年の 15.9%から、平成 32 年には 27.2%になる見込みであり、長期的には 2035 年に 29.0%まで達する見込みである。

将来の超高齢社会の到来は避けて通ることができない。特に本計画期間の 10 年間において、老年人口割合が約 10%上昇する見込みであることから、福祉サービスの充実、高齢者を見守る体制の整備などを重点的に進める必要がある。

また、長年の知識や経験、技術を培われた高齢者はまちづくりに欠かせない存在である。生きがいをもって暮らせる環境を整えるとともに、まちづくり、地域活動に参加しやすい環境を整備し、高齢者がいきいきと輝いて暮らせるまち、皆が安心して老後を迎えられるまちづくりを進める。

【施策の体系】 政策 2 - 施策 1 安心して老後が迎えられるまちづくり

(3) 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

全国的には少子化が懸念される状況にあるが、本町では現在のところ 15 歳未満人口は増加傾向にある。一方、子どもをめぐる行政ニーズは、子どもの安全対策、子育て支援、健全な青少年の育成、地域で育む教育事業の拡充など、多様化の一途を辿っている。

15 歳未満人口が増加しているという本町の特長、また子どもに関する行政ニーズの多様化を考えると、今後一層、子どもに関する施策の充実を図る必要がある。

子ども達の笑顔は町の活力の源である。子ども達の笑顔が満ちあふれ、町全体が活気ある

まちづくりを進める。

【施策の体系】政策3 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

政策4－施策2 犯罪を未然に防ぐ備え

(4) 安心して暮らせるまちづくり

西播磨地域においては、近い将来に山崎断層地震の発生が想定されており、また水田の減少により土地そのものが持つ保水力が低下するなど、風水害が発生しやすい状況も生じている。

災害が万一発生した場合に、その被害を極力抑えるため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民の「自助・共助」による防災体制を構築・強化しなければならない。

また、窃盗や子ども・高齢者など弱者を狙った犯罪が全国的に頻発する一方、都市化の進展や生活様式の変化により、地域の持っている犯罪抑止機能の低下が懸念されており、住民、たつの警察署、関係団体と町が連携しつつ、地域一体となって防犯体制を構築する必要がある。

防災体制、防犯体制を強化し、安心して暮らせるまちづくりを進める。

【施策の体系】政策4 安心して暮らせるまちづくり

(5) 自然環境と調和したまちづくり

21世紀社会において、地球規模で重要な課題となるのが自然環境の保護である。人口増加や経済規模の拡大は自然環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化やオゾン層破壊などの環境問題を引き起こしている。

現代を生きる我々は、美しい地球環境、とりわけ美しい「ふるさと太子町」の自然を、後世に引き継がなければならない。自然環境保護の取り組みはなるべく早く、住民一人ひとりが身近にできることから進める必要がある。またそのことが、循環型社会の構築、大幅な経済成長が見込めない今日の成熟社会にあつての、持続可能なまちづくりに寄与することにもなる。自然環境と調和したまちづくりを進める。

【施策の体系】政策6－施策3 環境にやさしいまちづくり

(6) 憩い、ふれあいの場があるまちづくり

本町の人口一人あたり公園面積は、県下平均を下回っている一方、15歳未満人口の総人口に占める割合は県内で2番目に高く（平成17年国勢調査）、子どもが安全・安心に遊べる公園や広場に対する住民ニーズは高い。また公園・広場は、決して子どもだけのものではなく、高齢者の憩いの場、地域の人々が集うコミュニケーションの場、災害時の一時避難場所としても活用できる。

公園や広場の緑は、都市景観のアクセントとなり、安らぎと潤いを与える。憩いとふれあいの場があるまちづくりを進める。

【施策の体系】政策7－施策1 憩い、ふれあいの場づくり

(7) 参画と協働のまちづくり

住民ニーズが多様化・複雑化する今日にあって、住民ニーズに合致した事業を展開するためには、広聴体制の充実を図るとともに、意思決定の段階から住民の参画を仰ぎ、行政・住民の役割分担の下、共にまちづくりを進めることが大切である。

地域の実情に応じた事業を展開するとともに、事業提供主体にボランティアや地域団体、NPOが加わることにより、よりきめ細やかなサービスを提供することができる。

参画と協働を推進し、住民のニーズに合ったまちづくりを進める。

【施策の体系】政策9－施策1 参画と協働の推進

(8) 太子町「行政力」のパワーアップ

長引く景気低迷や地方財政改革（三位一体の改革）により地方財政は厳しさを増す一方、地方分権が進展し、基礎的自治体である市町村が担う役割は増大している。多様化する行政ニーズに適切に対応し、必要な行政サービスを提供するためには、事業を着実に推進できる財政基盤の確立、職員の能力向上、スリムで機動的な組織の構築など行財政改革を推し進めなければならない。

住民の信託に応えうる、太子町「行政力」のパワーアップを図る。

【施策の体系】政策9－施策2 太子町「行政力」のパワーアップ

第5次太子町総合計画 政策・施策の体系

政策	施策	施策の内容
1 健康でいきいきと暮らせるまちづくり (健康、保健医療、生涯スポーツ)	生涯にわたって取り組める健康づくり	健康増進
	スポーツの振興	生涯スポーツ
	保健・医療サービスの充実	保健、医療
2 誰もが支え合って暮らせるまちづくり (高齢者・障害者福祉、地域福祉全般)	安心して老後が迎えられるまちづくり	高齢者福祉
	障害者福祉の推進	障害者福祉
	地域で支え合う体制の確立	地域福祉
3 子ども達の笑顔があふれるまちづくり (児童福祉、学校教育、青少年育成)	子育てしやすいまちづくり	児童福祉
	生きる力を育む学校教育の充実	学校教育
	地域・家庭・学校一体となった育み	地域・家庭教育、 青少年健全育成
4 安心して暮らせるまちづくり (危機管理、防犯、交通安全)	町を襲う危機への備え	危機管理
	犯罪を未然に防ぐ備え	防犯
	交通安全対策の充実	交通安全
5 快適で住みやすいまちづくり (都市基盤、道路)	美しいまちなみの形成	都市計画、土地 利用
	スムーズに移動できる交通体系の構築	道路、公共交通
6 美しくすがすがしいまちづくり (上下水道、まちなみの美化、環境保護)	安全で良質な水の供給	上水道
	美しい環境を守る下水道等の整備	下水道
	環境にやさしいまちづくり	環境保護、ごみ対 策、まちなみ美化
7 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり (緑化推進、生涯学習、芸術文化、観光振興)	憩い、ふれあいの場づくり	公園・広場整 備、緑化推進
	生涯学習の推進	生涯学習の推進
	歴史文化の再発見と活用	文化財の保 護・活用
	芸術・文化の振興	文化振興
	観光振興によるにぎわいづくり	観光振興
8 産業の活気あふれるまちづくり (農林業、商工業)	美しい田園景観を維持する農業の振興	農業振興
	にぎわいある商業の推進	商業振興
	活力ある地域工業の確立	工業振興
9 自治と連携による力強いまちづくり (参画と協働、行政力アップ)	参画と協働の推進	参画・協働
	太子町「行政力」のパワーアップ	行政運営、情報化

各施策の基本構想

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 1. 生涯にわたって取り組める健康づくり

現状と課題

- ・ 急速な高齢化、生活習慣の変化により疾病を持つ人々や要介護状態となる人々が増加している。
- ・ いきいきと活力をもって生活するためには、住民一人ひとりが自主的かつ継続して生活習慣を改善し、健康づくりに取り組むことが大切である。日常の生活習慣を見直すことにより、皆が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

10年後に目指す将来像

- ・ 健康に対する関心が高まり、住民個々が自主的・継続的に健康づくりに取り組んでいる。
- ・ 活力ある状態で生活することができる「健康寿命」が伸びている。

基本的な方針

住民一人ひとりが自主的かつ継続的に生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう、「健康づくりの大切さ」に気づく機会を設けるとともに、気軽に健康づくりに取り組める事業を展開する。

また、健康づくりの推進を担うリーダーやグループの育成、健康に関する情報を発信する。さらに、心の健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康について気軽に相談できる環境を整える。

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 2. スポーツの振興

現状と課題

- ・ 高齢化の進行に伴う「健康」への関心の高まり、余暇時間の増加などを背景に、スポーツに取り組む人々が増加している。
- ・ その一方、子どもの体力低下、生活習慣病の増加が問題となっており、魅力あるスポーツ事業の創出が求められている。
- ・ スポーツは健康づくり、体力向上に資するのみではなく、精神的ストレスの発散、仲間づくりなど多くの効果が期待でき、ハード・ソフト両面において気軽にスポーツができ

る環境を整備することが必要である。

10年後に目指す将来像

- ・ 多くの住民が年代に応じたスポーツに親しみ、健康増進・体力づくりにつながっている。
- ・ 町から有名な競技者が誕生し、住民のスポーツに対する関心が高まっている。

基本的な方針

スポーツ教室の充実、多種多様なスポーツ活動のメニュー創出、今までスポーツと無関係であった住民が関心を持つようなニュースポーツの普及など、気軽にスポーツを楽しむ環境を整える。また各種大会の開催、指導者の確保・育成などにより、住民の幅広いスポーツニーズに応える。

総合公園においては、「健康交流ゾーン」として、野球場やサッカー、グラウンドゴルフなどに対応できる「多目的芝生広場」を整備する。

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 3. 保健・医療サービスの充実

現状と課題

- ・ 現代社会においては、偏った食生活や運動不足などによる生活習慣病の増加が課題となっている。生活習慣病の早期発見・予防を図るため、平成 20 年度より医療保険者による特定健診・特定保健指導が開始されたが、特定健診をはじめ、各種健康診査の受診率向上を図る必要がある。
- ・ 医療従事者の不足、救急患者の「たらい回し」、救急病院の減少など、救急医療体制の維持が困難な状況となりつつある。医療体制の確保は生命に関わる重要な問題であり、安心して医療サービスを受けられる環境を維持する必要がある。

10年後に目指す将来像

- ・ 住民の健康に対する意識が高まり、健康診査やがん検診を皆が受診し、疾病の早期発見・治療ができています。
- ・ 安心して妊娠から出産まで迎えられるとともに、安心して子育てできる環境になっている。
- ・ 日常的な健康管理を行う医療サービスが身近に受診できるとともに、救急時にあっては速やかに医療機関で受診できる体制が整っている。

基本的な方針

生涯にわたって健康な生活ができるよう、健康診査やがん検診・事後指導を行い、生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療を推進する。また、感染症予防対策、流行防止体制を充実させる。

母子保健にあっては、安全な出産に向けて妊産婦の保健指導を推進する。また、乳幼児の健やかな成長を促すとともに、育児教室や相談事業による子育て支援を行う。

救急医療体制の確保を図るとともに、保健・医療・福祉機関の連携を強化する。

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 1. 安心して老後が迎えられるまちづくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 現在の本町の老年人口割合は 18.6%（平成 21 年 2 月 1 日現在）であるが、平成 32 年には 27.2%まで上昇する見込みであり、急速な高齢化の進行が見込まれる。
- ・ 高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者の増加、集落全体の高齢化が予想され、高齢者を見守る体制の確立、高齢化が進んだ集落の地域コミュニティ維持が課題である。また、適切な介護サービスの提供等が求められている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 介護が必要な方に、適切な介護サービスが提供されている。
- ・ 高齢者のみ世帯であっても、地域でお互いに見守り、支え合う体制が確立している。高齢者同士、あるいは異世代間の交流が進んでいる。
- ・ 高齢者がいきいきと、生きがいをもって生活するとともに、積極的にボランティア活動や地域活動に参加している。

基本的な方針

高齢者がいきいきと、充実した暮らしができるよう、介護予防や介護サービスの適正な確保を図る。また増加が予想される高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者が孤立しないよう、地域や高齢者同士で見守る体制を確立する。

雇用の促進や生涯学習の充実、交流の場の提供など高齢者の生きがいを推進するとともに、高齢者を「まちづくりの大切な担い手」と位置づけ、ボランティア活動や地域活動への積極的な参加を促進する。また高齢者虐待や高齢者を狙った犯罪を防止し、高齢者の権利を擁護する。

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 2. 障害者福祉の推進

現状と課題

- ・ 障害福祉制度は大きな制度改正がなされ、身体、知的及び精神障害とそれぞれの区分により異なっていた障害福祉制度が統一されるとともに、行政がサービスを決定する「措置制度」から「支援費制度」を経て、「障害者自立支援法による制度」に移行した。
- ・ この制度では、利用者自らが福祉サービスを選択することから、適切なサービスを受けられる環境を整備し、相談支援を充実させる必要がある。また、今後の制度改正も予想されることから、国の動向を注視する必要がある。
- ・ 障害がある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会」の実現が求められており、障害者の社会参加や自立を促進するため、就労支援やスポーツ・文化活動等による生きがいづくり、バリアフリー化の推進による施設面の整備が求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害の有無に関わらず誰もが共に生活することが自然なこととなっている。
- ・ 障害者自らが必要なサービスを選択し、選択されたサービスは不足なく提供できている。
- ・ 雇用が確保され、生きがいを持って、いきいきとした毎日が送られている。

基本的な方針

障害がある人の自立と社会参加を促進するため、就労支援やスポーツ・文化活動の振興など、生きがいをもって暮らせる環境を整える。また施設や道路のバリアフリー化を進めるとともに、障害者に対する偏見を解消し、住み慣れた町で生活できるノーマライゼーション社会を構築する。

必要なサービスを適切に受けられるよう、自立支援給付や地域生活支援事業のサービスを充実させるとともに、サービスの選択に必要な情報提供を行う。

障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制を整備し、療育体制や発達支援体制の一層の充実を図る。

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 3. 地域で支え合う体制の確立

現状と課題

- ・ 福祉サービスに対する住民ニーズが高まりを見せる中、ボランティアやNPOによる福祉活動は広がりをみせている。
- ・ 地域福祉において大きな役割を果たしている、自治会や婦人会などの既存地域団体で、加入率低下、地域単位での解散など、機能の弱体化が懸念される事態が生じている。また、高齢者のみ世帯の増加や地域のつながりの希薄化による、家庭や地域での相互扶助機能の低下が懸念される。
- ・ 障害がある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会」の実現をめざし、生活環境における様々な障壁を取り除くことが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ ボランティア活動や地域団体の活動を通じて、住民が主体的に福祉活動に参加し、地域で支え合う体制が確立されている。
- ・ バリアフリー化が進み、高齢者や障害者の社会参加が容易となっている。
- ・ 保健、福祉、医療相互で連携強化が図られ、一体的な福祉サービスが提供できている。

基本的な方針

自治会や婦人会、老人会など既存の地域団体の活動を支援し連携するとともに、地域での連帯感の醸成を図り、地域で支え合う体制を確立する。また、住民一人ひとりが地域の構成員として主体的に福祉活動に参加することを目指し、ボランティアやNPOと連携・協働して、地域福祉を推進する。

生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者や障害者の社会参加を促進するとともに、施設や道路のバリアフリー化を推進する。

要援護者の情報を地域、保健、福祉、医療機関が共有し、連携することにより一体的・機能的な福祉サービスを提供する。

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 1. 子育てしやすいまちづくり

現状と課題

- ・ 全国的に少子化が懸念される中、本町の15歳未満人口は増加しているものの、平成22年以降は減少に転じる見込みであり、本町においても到来する少子化傾向に歯止めをか

けるべく、子育て支援の充実を図る必要がある。

- ・ 生活スタイルの変化、男女共同参画の考え方の浸透により、共働き家庭が増加するとともに、就労形態も多様化している。本町においては平成 18 年に石海保育所を開所し待機児童は解消されたが、保育サービスに対する住民ニーズはますます多様化している。
- ・ 核家族化の進行や地域における連帯感の希薄化により、子育てに不安・ストレスを感じる親が増加している。子育てしやすい環境を整備するとともに、親の悩みや不安の解消も課題となっている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 子育てに対する悩みや不安を解消する相談体制や交流の場が確保され、皆が楽しんで子育てに取り組んでいる。
- ・ 生活スタイルの多様化に応じ、きめ細やかな保育サービスが提供できている。
- ・ 子育て施策が充実し、全国的な少子化傾向の中にあって、本町の 15 歳未満人口が上昇している。

基本的な方針

親が抱える、子育てに対する不安や悩みを解消するため、相談事業や親同士の交流の場などの充実を図る。

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に対応すべく、保育サービスの一層の充実を図る。

児童館や子育て学習センター、図書館、公民館などの公共施設において、子ども達に「遊び・学び」の場を提供するとともに、親の交流のきっかけづくりを図る。さらに、公園や広場の整備、防犯体制の強化により、子ども達がのびのびと育つ環境を整える。

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 2. 生きる力を育む学校教育の充実

現状と課題

- ・ 子ども達を取り巻く社会環境は大きく変化している。
- ・ いじめや不登校の発生、「心の問題」を抱える児童・生徒が増加するとともに、集団生活になじまない子どもや、規範意識に欠けた子どもも増加している。
- ・ 本町では宅地開発が進み若年層の転入が増加しており、児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・ 学力、体力等において「出来る子⇔出来ない子」の二極化が進んでいる。
- ・ 住み慣れた地域の学校への通学を希望する障害児及びその保護者が増加している。
- ・ 昭和 48 年に建築された給食センターは老朽化が進んでおり、安全でおいしい給食を提

供するための機能を確保する必要があるが生じている。

10年後に目指す将来像

- ・ 野外学習や体験学習など総合的な学習活動を通じて、児童生徒の「生きる力」が培われている。
- ・ いじめや不登校がなく、子ども達にとって通うのが楽しい学校になっている。
- ・ コンピュータや国際理解など、社会情勢の変化に対応した教育が実現できている。
- ・ 安全で快適な教育環境が整っている。

基本的な方針

体験学習や自然学校など様々な経験を積むことにより、学力だけでなく体力や気力、他人への思いやりを持った、人間性豊かでたくましい「たいしっ子」を育成する。また国際理解や情報教育、環境教育など、時代の変化に柔軟に対応できる教育を実施する。

児童・生徒が抱える悩みや不安などの「心の問題」、いじめや不登校などの問題行動にきめ細やかに対応し、誰もが楽しんで通える学校環境を整える。

全ての児童・生徒に目が行き届く、きめ細やかな教育・指導体制を整えるとともに、施設面でも安全で快適な教育環境を整える。また校区割の変更を含めた、小学校規模の適正化を検討する。

学校給食は食育の「生きた教材」と位置づけ、望ましい食習慣や食材等について学ぶ機会として活用する。また給食センターの機能確保・向上により、安全でおいしい給食を提供する。

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 3. 地域、家庭、学校が一体となった育み

現状と課題

- ・ 核家族化による家族構成員の減、都市化の進展により、地域社会において大人と子どもとの関係が希薄化し、家庭や地域での教育力が低下している。
- ・ 学校現場ではいじめや不登校の発生、「心の問題」を抱えた児童・生徒が増加している。さらに精神的疾患により休職する教職員も増加している。
- ・ また「子どもの健全育成」の観点から本町を取り巻く環境をみると、インターネットカフェなど深夜営業する店舗の増加、有害情報の氾濫など、必ずしも良好とはいえない状況にある。
- ・ その一方、定年退職を迎えた「団塊の世代」を中心とした高齢者の増加、防犯ボランテ

ィアの増加など、地域で子ども達を育みやすい状況も生まれつつある。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域住民に囲まれ、学校で出来ない様々な体験をする環境が整っている。
- ・ 家庭での子育てや教育に関する悩みが解消され、基本的な生活習慣や規範などが家庭教育で身に付けられている。
- ・ スポーツや文化活動など青少年が活動する環境が充実し、自主的な活動や交流の場として生かされている。

基本的な方針

学校・家庭・地域と子ども達との「ふれあい」を促進し、学校・家庭・地域三者が連携し、一体となって心豊かな子ども達の育成を図る。

学校開放や、地域・家庭の声を学校運営に反映させるなど、地域・家庭に開かれた学校づくりを推進する。また、家庭での子育てに関する悩みの解消、家庭教育力の向上を図る。

子ども達が地域住民と様々な体験をする場を創出し、学校で学ぶことが出来ない知識や技能、体験を得るとともに、地域住民においては、「地域の子どもは地域で育む」との機運を醸成する。

関係機関と連携して青少年にとって良好な社会環境をつくとともに、青少年がスポーツや文化活動などに積極的に参加・交流する環境を整える。

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 1. 町を襲う危機への備え

現状と課題

- ・ 本町域では、近い将来に山崎断層地震の発生が懸念されるが、住宅や不特定多数が利用する建築物の耐震化率は 50%前後にとどまっており、耐震化の推進が課題となっている。
- ・ 地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の頻度増加、台風の強大化等による風水害の頻発・激甚化が懸念される。また都市化の進展に伴う土地の保水力の低下、排水能力の強化が課題となっている。
- ・ 今後高齢化の進行に伴い、災害時要援護者の増加が見込まれる。
- ・ 従来の自然災害の他、大規模な事故や感染症、さらには武力攻撃などの有事に対しても、適切に対応することが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 住宅の耐震化等が進み、災害に強いまちが形成されている。
- ・ 避難場所や避難経路が確保されるとともに、住民一人ひとりが、災害発生時の初期対応、避難場所、避難経路等を十分に知り、安全に避難することができる。
- ・ 災害時に地域で助け合う体制が確立されている。

基本的な方針

災害が発生した場合、行政による応急体制がすぐにとれるとは限らないことから、住民一人ひとりが、災害発生時の対応方法を理解するとともに、家庭での災害への備えを推進し、「自助」防災力の強化を図る。また自主防災組織や消防団の充実等により、住民相互の「共助」防災力の強化を図る。さらに、増加する高齢者など災害時の要援護者に対する救助体制を確立する。

迅速に安全な場所に避難できるよう、避難路や避難場所を確保するとともに、公共施設や住宅の耐震化、雨水排水機能の強化など、災害に強いまちづくりを推進する。

火災に対しては、防火意識の啓発など火災予防体制の充実に努めるとともに、消防施設・設備の整備、太子消防署との連携強化など消防力の強化を図る。

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 2. 犯罪を未然に防ぐ備え

現状と課題

- ・ 全国的に犯罪件数は減少しているものの、戦後を通じてみると、依然として高い水準にある。特に子どもを狙った凶悪犯罪が全国的に頻発している。
- ・ 本町の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移している。
- ・ 本町の特性として新旧住民が混在しており、また地域の連帯感が希薄化する中、不審者を発見しにくい状況が生じている。

10年後に目指す将来像

- ・ 防犯灯の設置、地域での見守りやきめ細やかな防犯パトロールを実施することにより、犯罪が抑制されている。
- ・ 自治会や地域防犯グループなど、地域主体の防犯活動が活発化するとともに、住民と行政の連携により犯罪情報や防犯に対する知識の共有化が図られ、住民の防犯意識が向上している。

基本的な方針

犯罪が起きやすい「死角」を解消するため、街路樹の適正配置や防犯灯の設置など、物理的な死角解消を進めるとともに、防犯パトロールなど、「人の目が行き届いている」ことによる心理的な死角解消を推進する。

犯罪を防ぐうえで大きな力となる「地域のつながり」意識の醸成に努めるとともに、自主防犯グループの活動促進など地域防犯力の強化を図る。

住民一人ひとりが犯罪に対して自己防衛できるよう、防犯に役立つ情報を提供する。さらに子ども達を犯罪から守るために必要なパトロールや、学校と連携した対策を講じる。

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 3. 交通安全対策の充実

現状と課題

- ・ 本町における交通事故発生件数は平成 17 年をピークに減少傾向にあるものの、全国的にみると、飲酒運転や死亡ひき逃げ事故など、運転者のモラル低下に起因する重大事故が発生している。
- ・ 自動車保有台数の増加に伴う交通量の増加により、交通事故発生リスクは増加している。
- ・ 幹線道路での渋滞とそれに伴う車両の生活道路への進入により、集落内での交通事故の増加も懸念される。
- ・ 子ども達や障害者、今後増加する高齢者など全ての人に優しい道路環境を構築するため、道路の拡幅、歩道の設置やフラット化などが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 交通事故が減少している。
- ・ 歩行者、自転車安全で快適に通行できる道路環境が構築されている。
- ・ 各世代に応じた交通安全への理解がなされている。

基本的な方針

住民一人ひとりが交通ルールを理解し、それを守るよう、各世代に応じた交通安全の意識啓発を推進する。

幹線道路の整備により円滑な交通体系を構築するとともに、交通事故の発生が懸念される危険箇所については交通安全施設を整備し、交通事故が発生しにくい環境を整える。

歩道の整備などにより、自動車だけでなく、歩行者や自転車にとっても快適で安全に

通行できる道路環境を構築する。

政策 5. 快適で住みやすいまちづくり

施策 1. 美しいまちなみの形成

現状と課題

- ・ 本町の市街化区域内には住居と商業店舗、工場が混在・密集し、居住環境が良好でない部分がある。また市街化区域内農地が残存している地区もあり、農地と住宅地が混在した状態となっている。また幹線道路の沿道を中心に屋外広告物が立ち並び、まちなみと不調和な状況になっている。
- ・ 一方、市街化調整区域では豊かな自然が残存しているものの、個別単体の開発行為に伴う都市的土地利用と農業的土地利用の混在が生じている。また平成 17 年に「太子町土地利用基本計画」が策定され、土地利用誘導など適切な対応が可能となっている。
- ・ 本町の鉄道での玄関口である JR 網干駅の周辺地区は近隣商業地域に指定されているが、大規模量販店が撤退して広大な空き地が生じており、小売店舗の集積度も高くない。その一方、以前より土地区画整理事業が計画されており、一部地区では事業実施が具体化している。
- ・ 地域の実情に応じ、用途地域見直し等の必要が生じている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 自然豊かな空間と都市空間が調和し、快適で住みやすい住環境が形成されている。
- ・ 市街化区域において、住居と商業店舗、工場が明確に区分され、良好な居住環境が形成されている。
- ・ 市街化調整区域において、特別指定区域制度を活用し、地区の実情に応じたまちづくりがなされている。

基本的な方針

市街化区域にあつては、良好な居住環境を確保するとともに、商業店舗や工場が適正に配置されるよう、計画的な土地利用を推進する。また市街化調整区域にあつては、豊かな自然環境や田園風景を維持しつつ、適正な土地利用を図る。さらに、町域全域において、地区計画によるきめ細やかなまちづくりを推進するとともに、まちなみの美観維持に努める。

本町の広域交流拠点である JR 網干駅の周辺地区については、土地区画整理事業の実施により調和のとれたまちなみづくりを実現する。さらに道路の新設など社会情勢の変化に柔

軟に対応した土地利用を図る。

町域には斑鳩寺周辺のまちなみや条里制の名残をとどめる田園風景など、豊かな歴史的景観が残されており、核となる文化財とともにこれら歴史的景観も尊重しつつ、古さと新しさが融合した「太子町」らしい景観形成を目指す。

政策 5. 快適で住みやすいまちづくり

施策 2. スムーズに移動できる交通体系の構築

現状と課題

- ・ モータリゼーションの進展により自動車保有台数は年々増加し、交通量も増加している。本町においては平成 12 年の太子龍野バイパス無料化以後、一部道路で交通量の減少が見られるものの、総じて交通量は増加している。
- ・ 交通量の増加に伴って幹線道路で交通渋滞が発生しやすい状況が生じており、住民の生活活動を阻害するとともに、車両の生活道路への進入により、集落内での交通事故の発生が懸念されている。
- ・ 今後、高齢化社会が進行するに伴い、自動車を運転しなくなる高齢者など「交通弱者」の増加が懸念される。また、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる道路環境を構築する必要がある。
- ・ 国道 2 号（太子龍野バイパス）や国道 179 号が存在する東西交通軸と比べると、南北交通軸は弱い状況にある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 渋滞のない円滑な道路網が形成されている。
- ・ 歩行者、自転車が安全で快適に通行できる道路環境が構築されている。
- ・ 交通弱者も容易に移動する手段が確保されている。

基本的な方針

円滑に移動できる幹線道路網を構築し、住民の生活活動を促進するとともに、生活道路への車両流入を防ぎ、集落内の安全な交通環境を確保する。特に南北交通軸については、幹線道路の整備により、移動利便性の向上を図る。また、生活道路の整備を推進し、集落間・集落内の円滑な交通体系を構築する。

歩道の整備や幅員の拡幅等により、歩行者や自転車も安全・快適に通行できる道路環境を構築する。

既存公共交通の利便性向上を図るとともに、高齢者や障害者など、いわゆる「交通弱者」

の移動手手段確保を講じる。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 1. 安全で良質な水の供給

現状と課題

- ・ 水需要の安定供給のため、平成4年度より兵庫県水道の供給を受けているが、一般家庭における節水意識の向上、景気低迷による事業者の水使用量の減少等より、水需要は減少傾向にある。
- ・ ミネラルウォーターや浄水器を利用する人が増加し、「おいしくて安全な水」への関心が高まっている。
- ・ 配水管の更新については公共下水道事業の整備に併せて実施した一方、浄配水施設については立岡山北配水池の老朽化が進んでいる。
- ・ クリプトスポリジウムへの対策として老原浄水場の高度浄水化を実施し、自己水源の50%が措置された。
- ・ 水は人の生命を支える貴重なものであり、災害など緊急時にも安定して供給できる体制の構築が求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 安全で良質な水が、安定して供給できる体制が整えられている。
- ・ 災害発生時にも安定して水が供給できる体制が整えられている。

基本的な方針

浄配水施設及び配水管の計画的な更新と併せ、施設の耐震化、応急体制の強化など、水を安定して供給できる体制を構築する。

安全で良質な水を提供するため、良質な水源水質の確保、水質検査の強化等により良質な生活水の供給を図るとともに、吉福浄水場を高度浄水処理施設として整備する。

経営の効率化等により、良質な水を安定的に提供できるよう経営基盤の強化を図る。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 2. 美しい環境を守る下水道等の整備

現状と課題

- ・ 公共下水道の整備に伴い、生活排水の河川への流入は減少し、揖保川下流域においても水質は改善しつつある。
- ・ 公共下水道の整備は平成 18 年度に概ね終了したが、公共下水道区域から遠隔地にある世帯等、一部公共下水道で整備できなかった地域については合併処理浄化槽で整備する必要がある。
- ・ 公共下水道の整備は概ね完了したが、一部未接続の世帯がある。平成 20 年 3 月末現在の水洗化率は 93.8%であり、下水道接続の普及対策が課題である。
- ・ 風水害の頻発・激甚化、都市化の進展による土地の持つ保水力の低下が懸念される中、本町では平成 19～20 年度に「雨水基本計画」の見直しを行った。今後は本計画に基づき、浸水危険箇所の解消を図る必要がある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 水洗化率の向上により、河川の水質浄化が進み、美しい自然環境が再生されている。
- ・ 雨水排水施設の整備が進み、浸水被害が減少している。

基本的な方針

公共下水道未接続世帯へ早期接続を促し、水洗化率の向上を図る。また一部未整備地区が残存していることから、未整備地区の解消を図るとともに、既設管渠等に対しては、適切な維持管理、耐震性の向上を進める。

風水害の頻発・激甚化等に対応し、雨水排水施設を整備し、浸水危険箇所の解消を図る。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 3. 環境にやさしいまちづくり

現状と課題

- ・ 人口増加や経済規模の拡大は、自然環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化や酸性雨などの環境問題を引き起こしている。
- ・ その一方、資源ごみの分別回収やクールビズ、エコバッグなど、住民による主体的な環境問題への取り組みも広がっている。
- ・ 本町の大気、水質の汚染状況は年々改善しつつあり、環境基準内の良好な状態を保っている。「兵庫地域公害防止計画」の計画策定地域からも、平成 14 年度に本町は除外されている。
- ・ 本町の地域環境は、下水道整備により公共用水域の水質は改善されつつある一方、ごみ

のポイ捨てや不法投棄、ペットのフン害等が課題となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 住民、事業者、行政がそれぞれ、主体的に環境保護に取り組んでいる。
- ・ ポイ捨てや処理しないペットのフン、不法投棄が減少し、良好な生活環境となっている。

基本的な方針

住民、事業者、行政が環境の大切さを認識し、主体的に取り組む環境保護活動を促進、支援する。

ごみの減量化やリサイクル活動等を推進し、自然環境の保護と持続可能なまちづくりに寄与する循環型社会を構築する。

公害に対する監視、是正指導、啓発等により公害を防止するとともに、地域住民と行政が連携・協力しつつ、良好な地域環境の保全を図る。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 1. 憩い、ふれあいの場づくり

現状と課題

- ・ 全世帯アンケートの自由意見欄で、「公園や広場の整備」を求める意見が特に多く、また本町の「15歳未満人口の総人口に占める割合」は県内で2番目に高いことから、子ども達が安全・安心に遊べる公園や広場への住民ニーズは高いと見込まれる。
- ・ その一方、本町の人口一人あたり公園面積は、県下平均を下回っている。また、市街化区域内の都市公園は2か所しかなく、都市公園の多くが市街化調整区域に集まっている現状にある。
- ・ 親水空間として林田川河川敷遊歩道、大津茂川サイクリングロード、福井大池公園が整備されている。自然環境に対する関心の高まりをうけ、これら親水空間をレクリエーションや自然学習の場として活用することが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 子ども達の遊び場、住民のコミュニケーションや憩いの場となる公園、広場、緑地が、地区別の偏りなく整備されている。
- ・ 住民と行政の協働により、公園の整備や管理、緑化活動が行われている。

基本的な方針

安全・安心な遊び場、コミュニケーションや憩いの場、災害時の一時避難場所等を確保するため、人口が密集し、かつ近隣に公園がない地域に都市公園を整備するとともに、既存の自治会公園や開発に伴う帰属公園について、住民との協働による有効活用や利用拡大を進める。

緑豊かな美しいまちなみを形成するため、まちなみ緑化事業を展開するとともに、道路や公共施設、民間施設での緑化を推進する。河川周辺についてはレクリエーション性の高い親水空間として、整備と活用を進める。さらに、公園・広場や緑地、親水空間等において、自然とふれあう機会を創出する。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 2. 生涯学習の推進

現状と課題

- ・ 住民の価値観が多様化する中、物質的な豊かさを求める志向から、「こころの豊かさ」を求める志向への変化が生じ、新しい知識や技術の習得を目指す人々が増加している。
- ・ 高齢化社会の進行に伴い、高齢者の生きがいづくりの一環として、生涯学習は大きな役割を担うことが期待されている。
- ・ 国際化、情報化の進展といった社会情勢の変化に応じ、多種多様な学習カリキュラムの提供が求められている。
- ・ 「参画と協働」によるまちづくりを進めるにあたり、生涯学習で学んだ成果を、地域活動やまちづくりに還元できるシステムを構築する必要がある。
- ・ 「人権侵害が多くなってきた」と思う人が増加する（※法務省「平成19年度人権教育及び人権啓発施策」）とともに、人権に対する課題も多種・多様化している。

10年後に目指す将来像

- ・ 増加、多様化する生涯学習のニーズに応えうるメニューの充実が図られている。
- ・ 生涯学習が、人と人のネットワークづくりや生きがいにつながるとともに、学習者が、その成果を生かして地域で活動されている。

基本的な方針

多様な学習ニーズに対応し、学習内容の充実や学習機会の拡充を図るとともに、住民同士のサークル活動への支援など、自主的な学習活動を推進する。

公民館については、地域に密着した「生涯学習の拠点」と位置づけ機能強化を図るとともに、地域での異世代交流の場として活用する。

図書館については、蔵書の充実に努めるとともに、レファレンスサービスや高齢者に対応したサービスの充実、幼児・学齢期における読書週間の定着を図る。

多様化する人権課題に対応し、人権侵害を解消するため、ライフステージに応じた人権教育、啓発活動を展開する。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 3. 歴史文化の再発見と活用

現状と課題

- ・ 聖徳太子にゆかりのある本町では、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる田園風景など、数多くの歴史的遺産が残っている。その一方、宅地化等開発の進展により歴史的景観が急速に変化するとともに、生活様式の変化により、地域での歴史的風習や文化、民俗も失われつつある。
- ・ 町内の指定・登録文化財は40件（平成21年9月現在）であるが、これら以外にも歴史的に価値を持つ文化財や遺跡が多数あり、積極的に調査・保存を進める必要がある。
- ・ 「こころの豊かさ」を求める志向の変化や余暇時間の増加等により、地域の歴史や文化に関心を持つ人々が増加している。

10年後に目指す将来像

- ・ 歴史的遺産が調査・保存されるとともに、郷土学習やまちづくり等に幅広く活用されている。また町の歴史が理解されている。
- ・ まちの歴史を自ら調べ、考え、町内外に情報発信できる「歴史ボランティア」が活動している。

基本的な方針

文化財の調査・保存、まちに埋もれている歴史的遺産の掘り起こしを進め、まちの歴史像を明らかにし、町内外に広く発信する。また、文化財を含む歴史的遺産を「保存」するだけでなく、郷土学習やまちなみづくりなど、まちづくりにおいて積極的に活用する。鶯荘荘園遺跡については、保存・調査を進めるとともに、案内板の設置や散策マップの作成など、荘園遺跡全体での活用を図る。

歴史資料館を中心に住民が主体的に町の歴史を学べる環境を整えるとともに、歴史を学習した方が、その成果を町内外に発信する「歴史ボランティア」を育成、活動を支援する。

地域の祭りや芸能、伝承等については、その内容を調査するとともに、次世代へ継承する。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 4. 芸術・文化の振興

現状と課題

- ・ 住民の価値観が多様化する中、物質的な豊かさを求める志向から、「こころの豊かさ」を求める志向の変化に伴い、芸術・文化活動への参加や鑑賞に対する関心が高まっている。
- ・ 近年「文化力」という言葉が定着するとともに、芸術文化が子ども達の表現力、創造力の育成、高齢者の活力維持など、幅広い行政効果を有していることが認識されるようになってきている。
- ・ また高齢化の進展や、退職時期を迎えた「団塊の世代」を中心に余暇時間が増大し、芸術・文化活動に対する関心が一層高まることが予想される。

10年後に目指す将来像

- ・ 芸術、文化に対する関心が高まり、多くの方が展覧会やコンサート、創作活動等を通じて、芸術や文化に親しんでいる。

基本的な方針

文化会館や公民館を中心に、様々な芸術・文化に触れる事業を実施するとともに、図書館、歴史資料館を加えた「ふるさと文化村」一体として芸術・文化の振興を図る。特に、今まで芸術や文化に対して関心が薄かった住民にも働きかける鑑賞事業の実施、情報発信に努める。

また、住民が気軽に芸術文化・創造活動に取り組めるよう、自主的な活動に対する支援を行う。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 5. 観光振興によるにぎわいづくり

現状と課題

- ・ 観光に対するニーズが変化し、名所旧跡を見て回る従来の観光スタイルと合わせ、体験や交流を目的とする「ツーリズム」型、健康志向の高まりに伴う「ウォーキング」型の

観光を楽しむ人々が増加している。

- ・ 本町には、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる歴史的景観、太子会式など数多くの観光資源がある。しかし、全国的な知名度は高くないことから、これら観光資源を町内外へ広くPRするとともに、ニーズの変化を踏まえた新たな観光事業を展開する必要がある。
- ・ 商工会や生産者グループにより特産品が開発、販売されているが、恒常的な直売所がなく、販売場所の確保が課題となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 太子町の魅力が広く伝わるとともに、住民との協働により、イベントや「体験型ツーリズム」、特産品の開発など魅力ある観光資源が生まれ、多くの観光客が訪れている。

基本的な方針

本町が持つ歴史的遺産や自然環境など、豊かな観光資源を広く情報発信し、「太子町」の認知度を高める。また、観光客が歩いて回れる「周遊型ツーリズム」や、農作業などの様々な体験ができる「体験型ツーリズム」の展開を図るとともに、広域の観光協議会等を活用して、近隣市町の観光資源とのネットワーク化を推進し、相乗効果による観光客数増加を図る。

商工会や生産者グループによる特産品の開発、販売を支援するとともに販路の拡大に努める。

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 1. 美しい田園景観を維持する農業の振興

現状と課題

- ・ わが国の農業は、付加価値を持つ競争力を有した農業への転換を目指し、農地の集約化による大規模農家への転換が図られている。その一方、農業経営者の高齢化、後継者不足、米価の下落等により農業経営が困難となっている。
- ・ 本町農業の現況は、耕地面積規模が0.5ha未満の、小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めている。農業経営者の平均年齢は64.7歳で高齢化が進む中（2005年農業センサス）、農業後継者不足、耕作放棄地の増加など遊休化が進行している。
- ・ 一方、都市近郊に位置する立地条件の良さは、高付加価値型農業の推進や、都市住民との交流事業を行うにあたっての利点となる。

10年後に目指す将来像

- ・ 安定、効率的な農業経営、「都市近郊」という特色を生かした農業経営が行われ、遊休農地が減少し、緑豊かな田園風景が維持されている。

基本的な方針

農業経営の安定、効率化を推進するとともに、販路の拡大等を図り、農業を持続可能で魅力ある産業とし、新たな農業経営の担い手を確保、育成する。

都市近郊に位置する本町の特性を生かし、野菜や園芸作物の生産など高付加価値型農業を推進する。また、都市と農業集落の交流や食育等において、農地、農業集落を多目的に活用し、遊休農地の解消、農業集落の活性化を図る。さらに優良農地の保全、集積的確保を推進する。

増大している食への不安を解消するため、食と農を通じて生産者と消費者の密接な関係を構築するとともに、地域の農産物への理解を深め、一層の地産地消を推進する。

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 2. にぎわいある商業の推進

現状と課題

- ・ 姫路市に隣接する本町は、国道179号を中心に、商業施設や沿道サービス業店舗が多く立地している。
- ・ 消費者の購買動向は、沿道商店や姫路市等の郊外型総合商業施設での購買に変化しており、町内小売業の商店数及び従業者数は平成14年をピークに減少している。(平成19年商業統計) 鵜新町交差点周辺の近隣商業地域では閉店する店舗が増えており、JR網干駅の周辺地区でも、大型商業店舗が閉店し、小売店舗の集積度も高くない。
- ・ 消費者問題は、社会情勢の変化によりトラブルが増加する一方、食品偽装、多重債務など課題が多様化している。国においては平成21年度に「消費者庁」が発足し、消費者行政の一元化が図られている。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域に根ざした商業が確立され、まちのにぎわいの源となっている。また住環境と調和した、快適な商業環境が構築されている。

基本的な方針

商工会と連携して商店業主に対する経営支援を行い、商品やサービスの提供だけでなく、人と人の交流の拠点、にぎわいの源となる地域商業の活性化を図る。また商品の開発を支

援し、新たな「太子町ブランド」を創出する。

大規模店舗については、住環境との調和に配慮した誘導を行い、快適でにぎわいのある商業環境を構築する。

多様化する消費者問題に的確に対応するため、県と連携して相談体制の充実、啓発活動に努めるとともに、消費者個人や関係団体が取り組む主体的な活動を支援する。

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 3. 活力ある地域工業の振興

現状と課題

- ・ 「バブル景気」崩壊後の景気低迷、金融危機に端を発する世界同時不況は、国内での設備投資を減退させた。また雇用情勢が悪化し、所得や社会的格差の拡大が問題となっている。
- ・ 本町においても大手家電メーカーの製造ライン縮小、製造業事業所数の減少により製造業従業者数が減少し、地域経済や「まちなにぎわい」に対する影響が懸念されている。
- ・ 町域に用途地域上の「既存不適格工場」が存在する一方、町内には大手家電メーカー所有地以外に工業地域が無いことから、町内での工場移転や事業拡大ができない現状にある。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域経済を支える工業の振興が図られている。

基本的な方針

町外からの新たな工場誘致や、町内工場移転先の確保を図るため、町域における新たな工業地域の確保を検討する。

商工会と連携して事業主に対して融資、経営相談、起業支援等を行い、中小企業の振興を図る。

政策 9. 自治と連携による力強いまちづくり

施策 1. 参画と協働の推進

現状と課題

- ・ 価値観や生活スタイルの多様化、画一性より個性を大切にする機運の高まりなど、住民意識が変化するとともに、行政に対する住民ニーズも多様化、複雑化している。
- ・ 従来の地域や職域を仲介とした人間関係から、特定の目的のために集まって活動を行うボランティア団体やNPOなど、新たな人間関係の形成が進んでいる。また、退職した「団塊の世代」のマンパワーが地域に潜在している。
- ・ その一方、都市化や核家族化の進行により、地域における連帯意識は希薄化している。
- ・ 地方分権の下、地域特性に合った政策を行うためには、広聴体制の充実とともに、住民が町の方針決定に参画することが求められている。
- ・ 全世帯アンケートの結果からは、本町住民は「参画と協働」への参加意思はあるが、その内容はアンケートや自治会・PTA活動への参加など、既存活動への参加が中心となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 住民の声を町政に反映する仕組みが整えられ、住民のニーズに合致した施策が展開されている。
- ・ 住民と行政との協働による事業が推進され、住民が積極的にまちづくりに参加している。

基本的な方針

「参画と協働」によるまちづくりを進めるため、住民と行政が、「①情報・ニーズを共有する、②知恵を出し合う、③力を出し合う」という「参画と協働」の各段階において、住民が参加しやすい環境を整える。

まちづくりに関する情報や行政情報をきめ細やかに発信するとともに、住民と行政の「対話」の機会の拡充など、広聴機能を充実し、住民と行政が行政情報と住民ニーズを共有する。また政策・施策の企画段階から住民が参加する「参画」を推進する。

幅広い年齢層がまちづくりに参加できるよう、参加機会を拡充するとともに、まちづくり活動の担い手となる自治会や婦人会などの地域コミュニティ、ボランティア、NPOとの連携・協働を推進する。特に地域コミュニティの活動は、行政だけでは解決が難しい地域密着型課題の解決に大きな力を発揮するとともに、地域の「にぎわい」の源となるものであり、一層の活動支援を図る。

政策 9. 自治と連携による力強いまちづくり

施策 2. 太子町「行政力」のパワーアップ

現状と課題

- ・ 成熟社会に入った今日にあっては、大幅な経済成長、税収増は見込めず、また高齢化社会の進行による医療費や扶助費の増加等により、地方財政をめぐる状況は厳しいものになると見込まれる。
- ・ 地方分権の進展により、市町村に求められる役割は大きくなっている。さらに住民ニーズが多様化する中、地域特性や住民ニーズに合致した政策形成と実施が求められている。
- ・ その一方、職員定員管理計画に基づき進められる職員数の削減に伴い、一人当たりの事務量は増加している。町に求められる役割を果たすため、スリムで機動的な役場組織の構築、職員能力の向上を図る必要がある。
- ・ 情報化社会が進展する中、よりきめ細やかな情報発信、「電子自治体」の推進による行政サービスの向上が可能となっている。一方、パソコンによるインターネット接続環境がない世帯も 45%あり（全世帯アンケート結果より）、「デジタルデバイド」への配慮も必要である。
- ・ 昭和 30 年に建築された役場庁舎は手狭で老朽化が著しく、住民サービスに支障を来している。また災害時の防災拠点として十分な耐震性を確保する必要がある。

10年後に目指す将来像

- ・ 住民ニーズに合致した施策が効率的に展開され、住民の行政に対する納得度が向上している。
- ・ 職員の意欲と能力を最大限に引き出す組織的な取り組みが行われ、住民の期待に応える町職員となっている。
- ・ 事業を着実に推進できる財政基盤が確立されている。

基本的な方針

地方分権の進展、多様化する住民ニーズに対応した、良質な行政サービスが提供できるよう、職員研修や適切な人事管理により、職員資質の向上を図る。またスリムで機動的な役場組織を構築する。

行政改革を着実に実行し、「最少の経費で最大の効果を得る」効率的な行政運営を確立するとともに、必要な施策を確実に実行しうる財政力の強化を図る。

情報化社会の進展に対応し、情報通信技術を活用した情報発信、住民との相互交流体制を構築する。また行政サービスへの活用による利便性向上を図る。さらに住民自らが、情報通信技術を活用して地域活性化を図る環境を構築する。

限られた財源を有効に活用しつつ住民ニーズにあった施策を展開するため、長期的展望に立った計画的な行政運営と財政基盤の確立を推進する。

行政サービス提供の拠点であるとともに、災害時の防災拠点、住民の交流拠点となる役場庁舎を整備する。

第5次太子町総合計画
基本計画

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 1. 生涯にわたって取り組める健康づくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 急速な高齢化、生活習慣の変化により疾病を持つ人々や要介護状態となる人々が増加している。
- ・ いきいきと活力をもって生活するためには、住民一人ひとりが自主的かつ継続して生活習慣を改善し、健康づくりに取り組むことが大切である。日常の生活習慣を見直すことによって、皆が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

10年後に目指す将来像

- ・ 健康に対する関心が高まり、住民個々が自主的・継続的に健康づくりに取り組んでいる。
- ・ 活力ある状態で生活することができる「健康寿命」が伸びている。

基本的な方針

住民一人ひとりが自主的かつ継続的に生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう、「健康づくりの大切さ」に気づく機会を設けるとともに、気軽に健康づくりに取り組める事業を展開する。

また、健康づくりの推進を担うリーダーやグループの育成、健康に関する情報を発信する。さらに、心の健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康について気軽に相談できる環境を整える。

○ 基本計画

細施策1 健康意識の高揚

基本事務1 健康教育の充実

住民一人ひとりが生活習慣病などの疾病予防、介護予防など健康についての正しい知識を身につけ、健康づくりへの意識が高められるよう、健康教室や講演会などの健康教育、健康相談を行う。また、広報誌等を通じて健康に役立つ情報を提供し、自主的な健康づくりを促進する。

細施策2 健康な体づくり

基本事務1 自主的な健康づくりの支援

健康づくりのための軽易な運動を日常生活に取り入れるため、教室の開催やウォーキン

グコースの設定など、気軽に健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、地域での自主的な健康サークルの活動を支援する。また、運動の効果や必要性についての情報提供を行う。

基本事務2 健康づくり事業の推進

健康づくり推進協議会・いずみ会など健康づくり事業に携わる各種団体と連携し、住民主体の健康づくり事業を推進する。また自治会、婦人会、老人クラブ、健康づくり推進員及び健康に関心がある住民と協働し、地域単位での住民の健康意識の向上と、自主的な健康づくりを推進する。

また、住民が一斉に健康づくりに取り組む機会を新たに設ける。

基本事務3 食を通じた健康づくり

食に関する知識や食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実現するため、食を通じた健康づくりに関する知識や情報を提供し、健全な食生活を実践するスキルの普及を図る。また、いずみ会等が行う、食生活改善を推進するボランティア活動を支援する。

細施策3 心の健康づくり

基本事務1 健康教育・健康相談の取り組み

心の健康、ストレスについての正しい知識やストレスに対する対処法の知識の普及を図る。また専門知識を有した相談員を配置し、予防的な相談に対応する。

基本事務2 関係機関とのネットワークづくり

医療機関・県龍野健康福祉事務所などと連携し、相談窓口体制のネットワークを構築する。また、心の健康に関して気軽に相談できる窓口の情報を提供する。

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 2. スポーツの振興

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 高齢化の進行に伴う「健康」への関心の高まり、余暇時間の増加などを背景に、スポーツに取り組む人々が増加している。
- ・ その一方、子どもの体力低下、生活習慣病の増加が問題となっており、魅力あるスポーツ事業の創出が求められている。
- ・ スポーツは健康づくり、体力向上に資するのみではなく、精神的ストレスの発散、仲間づくりなど多くの効果が期待でき、ハード・ソフト両面において気軽にスポーツができる環境を整備することが必要である。

10年後に目指す将来像

- ・ 多くの住民が年代に応じたスポーツに親しみ、健康増進・体力づくりにつながっている。
- ・ 町から有名な競技者が誕生し、住民のスポーツに対する関心が高まっている。

基本的な方針

スポーツ教室の充実、多種多様なスポーツ活動のメニュー創出、今までスポーツと無関係であった住民が関心を持つようなニュースポーツの普及など、気軽にスポーツを楽しめる環境を整える。また各種大会の開催、指導者の確保・育成などにより、住民の幅広いスポーツニーズに応える。

総合公園においては、「健康交流ゾーン」として、野球場やサッカー、グラウンドゴルフなどに対応できる「多目的芝生広場」を整備する。

○ 基本計画

細施策1 スポーツに親しむきっかけづくり

基本事務1 ニュースポーツ、レクリエーション等の普及促進

スポーツに関心がない方にも、体を動かす機会を提供するため、年齢、性別、体力に関係なく気軽に楽しめるニュースポーツやレクリエーション等の普及を促進し、イベントや教室の開催、指導者及びグループの育成を行うとともに、町民体育大会の一種目として取り入れる。

基本事務2 スポーツ教室の充実

スポーツ教室を開催して、気軽にスポーツに親しめる環境を確保する。またその内容に

ついて、住民ニーズに合ったメニューとするとともに、ニュースポーツやレクリエーション等の教室を創設し、新たな参加者層を開拓する。

細施策2 スポーツの振興

基本事務1 スポーツ団体への支援

スポーツクラブ21など各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、活動内容の拡大を図り、住民主体のスポーツ活動を推進する。

基本事務2 町民体育大会の開催

住民が広くスポーツに親しみ、またスポーツを通じて交流する場として、町民体育大会を開催する。

基本事務3 指導者の育成、確保

住民一人ひとりが体力や目的に応じ安全にスポーツが楽しめるよう、スポーツ指導者を募集・登録するとともに、講習を行うなど発掘と育成に努める。

細施策3 運動施設の充実

基本事務1 総合公園の整備

多くの住民が気軽に利用できる「健康交流ゾーン」として、家族や子ども達が自由に遊べる「多目的芝生広場」を整備する。

基本事務2 体育館の充実

町民体育館については耐震性及び機能の向上を図るとともに、運動機器など設備面での充実を図る。

政策 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策 3. 保健・医療サービスの充実

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 現代社会においては、偏った食生活や運動不足などによる生活習慣病の増加が課題となっている。生活習慣病の早期発見・予防を図るため、平成 20 年度より医療保険者による特定健診・特定保健指導が開始されたが、特定健診をはじめ、各種健康診査の受診率向上を図る必要がある。
- ・ 医療従事者の不足、救急患者の「たらい回し」、救急病院の減少など、救急医療体制の維持が困難な状況となりつつある。医療体制の確保は生命に関わる重要な問題であり、安心して医療サービスを受けられる環境を維持する必要がある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 住民の健康に対する意識が高まり、健康診査やがん検診を皆が受診し、疾病の早期発見・治療ができていく
- ・ 安心して妊娠から出産まで迎えられるとともに、安心して子育てできる環境になっている。
- ・ 日常的な健康管理を行う医療サービスが身近に受診できるとともに、救急時にあっては速やかに医療機関で受診できる体制が整っている。

基本的な方針

生涯にわたって健康な生活ができるよう、健康診査やがん検診・事後指導を行い、生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療を推進する。また、感染症予防対策、流行防止体制を充実させる。

母子保健にあっては、安全な出産に向けて妊産婦の保健指導を推進する。また、乳幼児の健やかな成長を促すとともに、育児教室や相談事業による子育て支援を行う。

救急医療体制の確保を図るとともに、保健・医療・福祉機関の連携を強化する。

○ 基本計画

細施策 1 保健サービスの充実

基本事務 1 健康診査・がん検診等の充実

生活習慣病の早期予防、がんの早期発見・早期治療を図るため、健診（検診）の受診機会の拡大・受診しやすい環境を整えるとともに、受診事後指導を充実し、検査後の適切なフォローアップを行う。また、介護予防が必要な高齢者を早期に把握して、心身機能の維

持・回復に努め、「健康寿命」の延伸を図る。

基本事務2 感染症予防の充実

予防接種の接種促進に努めるとともに、医療機関や県龍野健康福祉事務所との連携により、感染症予防知識の情報提供を行う。また、発生時の連絡・組織体制を整え、感染拡大防止体制を整える。

細施策2 母子保健対策の充実

基本事務1 妊産婦への保健指導の推進

安全、安心に妊娠期を送り、出産できるよう、妊産婦健康診査の受診を促進する。また、母親教室や両親学級を開催し、出産、育児に対する不安を解消する。さらに、マタニティマーク等の普及により、妊産婦に対する周囲の配慮意識を啓発する。

基本事務2 乳幼児保健指導の充実

乳幼児健康診査及び事後指導、健康教育や訪問指導などを通じて乳幼児の健やかな成長を支援する。また、核家族化に伴い育児不安のある親に対する情報提供や相談を行い、一人ひとりに対応したきめ細やかな支援体制を構築する。

細施策3 地域医療体制の確立

基本事務1 地域医療体制の充実

医療機関及び県龍野健康福祉事務所との連携を強化し地域医療体制の充実に努める。

基本事務2 救急医療体制の確保

揖龍休日夜間急病センターを運営して、病院休診日の一次救急医療（※）体制を確保するとともに、二次・三次救急医療（※）に対応できるよう、国や県、近隣市町、医療機関と連携して、広域的な救急医療体制の確保に努める。また、太子消防署と連携しつつ、救急車の機能充実、救急車の適正利用啓発など、救急搬送体制の確保を図る。

用語の解説

一次救急医療＝入院を必要としない軽症の救急患者に対応する医療

二次、三次救急医療＝休日、夜間における入院や手術を必要とする重症患者（二次救急）や生命の危機が切迫している重篤患者（三次救急）に対応する医療

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 1. 安心して老後が迎えられるまちづくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 現在の本町の老年人口割合は 18.6%（平成 21 年 2 月 1 日現在）であるが、平成 32 年には 27.2%まで上昇する見込みであり、急速な高齢化の進行が見込まれる。
- ・ 高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者の増加、集落全体の高齢化が予想され、高齢者を見守る体制の確立、高齢化が進んだ集落の地域コミュニティ維持が課題である。また、適切な介護サービスの提供等が求められている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 介護が必要な方に、適切な介護サービスが提供されている。
- ・ 高齢者のみ世帯であっても、地域でお互いに見守り、支え合う体制が確立している。高齢者同士、あるいは異世代間の交流が進んでいる。
- ・ 高齢者がいきいきと、生きがいをもって生活するとともに、積極的にボランティア活動や地域活動に参加している。

基本的な方針

高齢者がいきいきと、充実した暮らしができるよう、介護予防や介護サービスの適正な確保を図る。また増加が予想される高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者が孤立しないよう、地域や高齢者同士で見守る体制を確立する。

雇用の促進や生涯学習の充実、交流の場の提供など高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、高齢者を「まちづくりの大切な担い手」と位置づけ、ボランティア活動や地域活動への積極的な参加を促進する。また高齢者虐待や高齢者を狙った犯罪を防止し、高齢者の権利を擁護する。

○ 基本計画

細施策 1 福祉サービスの充実

基本事務 1 日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、日常生活を支援する各種福祉サービスを提供する。

基本事務 2 介護サービスの充実

介護を必要とする方が、それぞれの身体状況や生活環境に応じたサービスを選択して利

用できるよう、サービス内容の充実を図る。

基本事務3 包括的支援の推進

地域包括支援センターにおいて総合相談支援を行い、高齢者の多様な相談・ニーズに対応する。また、一人ひとりの状態に対応した適切なケアマネジメントが行われるよう、相談対応や支援を行う。

基本事務4 多様な住まいの確保

環境上の理由や住宅事情により家族との同居が困難な方、あるいは一人暮らし高齢者の増加や多様な居住形態を望む高齢者の増加を踏まえ、住民ニーズに応じた養護老人ホームやケアハウスなど、広域的な連携の中で多様な住まいの確保を図る。

細施策2 「支え合う」体制の確立

基本事務1 地域福祉活動の推進

地域福祉において大きな力となっている、自治会や民生委員、婦人会と連携してきめ細やかな「支え合い」体制を構築するとともに、困ったときに互いに支え合うことができる「隣近所、地域のつながり」による「共助」意識の醸成を図る。

基本事務2 ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関する啓発・広報、体験事業、講座の推進により、住民のボランティア活動への参加を促進し、相互に支え合う地域社会を構築する。また、老人クラブやシルバー人材センターとの連携を深め、地域コミュニティにおける「共助」の仕組みづくりを推進する。

基本事務3 民間福祉関係団体への活動支援

住民一人ひとりが主体的に福祉活動に参加することを目指し、太子町社会福祉協議会やボランティアグループ、NPOなど各種民間福祉団体と連携・協働して、地域の福祉活動を推進する。

細施策3 生きがいつくりの推進

基本事務1 生涯学習の充実

高齢者のニーズに応じた様々な学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報を広く紹介し、高齢者の自主的な学習やグループ・サークル活動に対する支援を行う。

基本事務2 雇用の確保

高齢者がそれまで培ってきた経験や知恵を生かし、地域社会の担い手として活躍の場を広げるため、シルバー人材センターへの支援充実による、雇用の確保と促進を図る。

基本事務3 生きがいづくりの推進

住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、老人クラブについては、魅力あるクラブづくりや加入の促進を図り、活動の活性化に努める。また、世代間交流及び趣味活動等に対する支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進する。

基本事務4 地域活動等への参加促進

高齢者を「まちづくりの重要な担い手」と位置付け、活動する場の提供や指導者の育成や情報提供等を行い、高齢者によるまちづくりや地域活動、ボランティア活動への参加を促進する。

細施策4 高齢者の権利擁護

基本事務1 認知症高齢者対策の推進

認知症に関する正しい知識を広めるため、啓発・広報の充実を図るとともに、地域との連絡を密にし、認知症高齢者の早期把握に努め、必要に応じて専門医療機関と連携して対応するよう努める。

基本事務2 高齢者虐待の防止

虐待の相談・通報に対し、地域包括支援センターを中心として迅速に対応するとともに、民生委員児童委員や地域の見守り活動等との連携のもと高齢者虐待防止ネットワークを構築する。

基本事務3 権利擁護の推進

権利擁護の仕組みとして整備された福祉サービス利用援助事業及び成年後見人制度について、広報・啓発を行うとともに、成年後見人制度が円滑に利用できる環境整備を推進する。

基本事務4 高齢者を狙った犯罪の防止

悪質な訪問販売や振り込め詐欺等から高齢者を守るため、被害防止に関する情報の提供、啓発活動を一層推進し、地域住民の危機管理意識の高揚を図るとともに、地域における見守り・協力体制を確立する。

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 2. 障害者福祉の推進

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 障害福祉制度は大きな制度改正がなされ、身体、知的及び精神障害とそれぞれの区分により異なっていた障害福祉制度が統一されるとともに、行政がサービスを決定する「措置制度」から「支援費制度」を経て、「障害者自立支援法による制度」に移行した。
- ・ この制度では、利用者自らが福祉サービスを選択することから、適切なサービスを受けられる環境を整備し、相談支援を充実させる必要がある。また、今後の制度改正も予想されることから、国の動向を注視する必要がある。
- ・ 障害がある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会」の実現が求められており、障害者の社会参加や自立を促進するため、就労支援やスポーツ・文化活動等による生きがいづくり、バリアフリー化の推進による施設面の整備が求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害の有無に関わらず誰もが共に生活することが自然なこととなっている。
- ・ 障害者自らが必要なサービスを選択し、選択されたサービスは不足なく提供できている。
- ・ 雇用が確保され、生きがいを持って、いきいきとした毎日が送られている。

基本的な方針

障害がある人の自立と社会参加を促進するため、就労支援やスポーツ・文化活動の振興など、生きがいをもって暮らせる環境を整える。また施設や道路のバリアフリー化を進めるとともに、障害者に対する偏見を解消し、住み慣れた町で生活できるノーマライゼーション社会を構築する。

必要なサービスを適切に受けられるよう、自立支援給付や地域生活支援事業のサービスを充実させるとともに、サービスの選択に必要な情報提供を行う。

障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制を整備し、療育体制や発達支援体制の一層の充実を図る。

○ 基本計画

細施策1 日常生活の支援

基本事務1 相談支援体制の充実

地域の中で自立した生活を営むために必要な情報を提供するとともに、権利擁護のため

に必要な援助、障害者、障害児の保護者、介護者等からの相談に応じる総合的な相談支援事業を行う。

基本事務2 社会資源の充実

障害者が自立した生活を営むうえで必要な、自立支援給付等サービス提供事業者の新規参入を促進・支援し、障害者が安心して暮らすことができるよう社会資源の開発を行う。

基本事務3 療育体制の充実

医療機関等と連携し、子どもの発達段階における障害等の早期発見、療育により、速やかに発達支援を行えるよう、療育体制や発達支援体制の充実を図る。

基本事務4 バリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や兵庫県「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や公共性の高い民間施設のバリアフリー化、歩道の段差解消など障害者が生活しやすい施設環境を整える。

基本事務5 広報・啓発活動の推進

広報誌やホームページ、各種行事を通じて広報・啓発活動を行い、障害者に対する差別の防止や正しい理解が得られるよう継続した活動を行い、「心のバリアフリー化」を推進して、ノーマライゼーション社会を実現する。

細施策2 雇用の促進

基本事務1 雇用の促進

西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、事業主等への啓発・広報により障害者への理解と雇用拡大、法定雇用率の達成を促す。また、職業訓練や資格取得の促進、ジョブユーチ制度等の利用により、障害者の職場定着の支援を図る。

細施策3 生きがいつくりの推進

基本事務1 社会参加の促進

障害者の社会参加や交流、生きがいつくりを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や文化活動、各種イベントを開催するとともに、情報提供、参加しやすい環境づくりなど、障害者の積極的な社会参加を促進する。

基本事務2 交流機会の充実

障害の程度に関わらず、趣味、スポーツ等の活動を通じた、地域住民との交流を推進する。また、要約筆記・朗読等のボランティア養成や、ホームページ、電子メールなどを活用した情報収集、コミュニケーションの充実を促進する。

用語の解説

ノーマライゼーション=障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

政策 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり

施策 3. 地域で支え合う体制の確立

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 福祉サービスに対する住民ニーズが高まりを見せる中、ボランティアやNPOによる福祉活動は広がりをみせている。
- ・ 地域福祉において大きな役割を果たしている、自治会や婦人会などの既存地域団体で、加入率低下、地域単位での解散など、機能の弱体化が懸念される事態が生じている。また、高齢者のみ世帯の増加や地域のつながりの希薄化による、家庭や地域での相互扶助機能の低下が懸念される。
- ・ 障害がある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会」の実現をめざし、生活環境における様々な障壁を取り除くことが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ ボランティア活動や地域団体の活動を通じて、住民が主体的に福祉活動に参加し、地域で支え合う体制が確立されている。
- ・ バリアフリー化が進み、高齢者や障害者の社会参加が容易となっている。
- ・ 保健、福祉、医療相互で連携強化が図られ、一体的な福祉サービスが提供できている。

基本的な方針

自治会や婦人会、老人会など既存の地域団体の活動を支援し連携するとともに、地域での連帯感の醸成を図り、地域で支え合う体制を確立する。また、住民一人ひとりが地域の構成員として主体的に福祉活動に参加することを目指し、ボランティアやNPOと連携・協働して、地域福祉を推進する。

生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者や障害者の社会参加を促進するとともに、施設や道路のバリアフリー化を推進する。

要援護者の情報を地域、保健、福祉、医療機関が共有し、連携することにより一体的・機能的な福祉サービスを提供する。

○ 基本計画

細施策1 「支え合う」体制の確立

基本事務1 地域福祉活動の推進

地域福祉において大きな役割を果たしている、自治会や民生委員、婦人会と連携してきめ細やかな「支え合い」体制を実現するとともに、困ったときに互いに支え合うことがで

きる「隣近所、地域のつながり」による「共助」意識の醸成を図る。

基本事務2 ボランティア活動の推進

ボランティア活動の啓発・広報、体験事業や講座の推進により、住民のボランティアの参加を促進し、相互に支え合う地域社会を構築する。また、ボランティア連絡協議会に対する活動支援などにより、ボランティア活動を推進する。

基本事務3 民間福祉関係団体への活動支援

住民一人ひとりが主体的に福祉活動に参加することを目指し、太子町社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO、各種民間福祉関係団体との連携・協働により、地域の福祉活動を推進する。

細施策2 すべての人にやさしいまちづくり

基本事務1 ユニバーサルデザイン（※）の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や兵庫県「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や公共性の高い民間施設のバリアフリー化、歩道の段差解消などすべての住民が生活しやすい施設環境を整える。また、あらゆる人の利用を前提とした生活環境のユニバーサルデザイン化を推進する。

基本事務2 ユニバーサル社会（※）づくり

「福祉のまちづくり重点地区」で進めてきた協働によるユニバーサル社会づくりを発展させ、ユニバーサルデザインの考え方をモノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れる「ユニバーサル社会づくり」を推進する。

細施策3 保健・福祉・医療のネットワーク

基本事務1 災害時要援護者の情報共有

災害時に援護が必要な高齢者・障害者の状況を的確に把握して地域、行政が情報を共有するとともに、保健、福祉、医療が相互に連携し、適切な対応を図る。

基本事務2 保健、福祉、医療の情報共有

住民全体の健康水準と住民一人ひとりの健康状態を把握するとともに、より有効な活用を図るため、保健、福祉、医療での情報の共有化を図る。

用語の解説

ユニバーサルデザイン＝すべての人々にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインするという考え方。

ユニバーサル社会＝年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 1. 子育てしやすいまちづくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 全国的に少子化が懸念される中、本町の15歳未満人口は増加しているものの、平成22年以降は減少に転じる見込みであり、本町においても到来する少子化傾向に歯止めをかけるべく、子育て支援の充実を図る必要がある。
- ・ 生活スタイルの変化、男女共同参画の考え方の浸透により、共働き家庭が増加するとともに、就労形態も多様化している。本町においては平成18年に石海保育所を開所し待機児童は解消されたが、保育サービスに対する住民ニーズはますます多様化している。
- ・ 核家族化の進行や地域における連帯感の希薄化により、子育てに不安・ストレスを感じる親が増加している。子育てしやすい環境を整備するとともに、親の悩みや不安の解消も課題となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 子育てに対する悩みや不安を解消する相談体制や交流の場が確保され、皆が楽しんで子育てに取り組んでいる。
- ・ 生活スタイルの多様化に応じ、きめ細やかな保育サービスが提供できている。
- ・ 子育て施策が充実し、全国的な少子化傾向の中にあって、本町の15歳未満人口が上昇している。

基本的な方針

親が抱える、子育てに対する不安や悩みを解消するため、相談事業や親同士の交流の場などの充実を図る。

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に対応すべく、保育サービスの一層の充実を図る。

児童館や子育て学習センター、図書館、公民館などの公共施設において、子ども達に「遊び・学び」の場を提供するとともに、親の交流のきっかけづくりを図る。さらに、公園や広場の整備、防犯体制の強化により、子ども達がのびのびと育つ環境を整える。

○ 基本計画

細施策1 家庭での子育て支援

基本事務1 子育て学習センターの充実

子育て学習センターを「子育てグループ活動」「子育て相談」等の活動拠点、同世代親子の出会いの場、交流拠点と位置づけ、活動内容を充実させ、子どもの健やかな成長と親の

子育て力の向上を図る。

基本事務2 子育て相談の充実

親が抱える子育てに対する不安や悩みを解消するため、児童相談員を配置し一人ひとりの状況に応じた相談対応や、育児に関する情報提供を行う。

基本事務3 親同士の交流の場の充実

子育て学習センターや児童館等を中心に親同士の交流の場や機会の充実を図る。また自主的な子育てグループの結成を促し、その活動を支援する。

基本事務4 児童虐待の防止

保健師による訪問や乳幼児健診等の機会をとらえ、児童虐待の早期発見に努めるとともに、相談体制を整備する。また、要保護児童対策地域協議会（※）を通じて、学校園や主任児童委員、児童委員、こどもセンター（児童相談所）など関係機関と連携した取り組みを進める。

基本事務5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える悩みに対して、相談、助言できる体制を充実させる。また生活援助を行うとともに、情報提供、相談体制の充実等により、自立・就業に向けた支援を行う。

細施策2 保育サービスの充実

基本事務1 保育サービスの充実

共働き家庭の増加や多様化する保育ニーズに対応すべく、一時預かり保育や障害児保育など保育内容の充実を図る。

基本事務2 保育所機能の充実

子育てに対する悩みの相談や、在宅児童との交流、園庭開放など、地域での子育て支援の拠点として、保育所の機能を充実させる。

基本事務3 民間保育サービスの支援

障害児や一時預かり保育の受け入れなど、保育需要の多様化に対応するため、民間保育所に対して支援を行い、保育内容の充実を図る。

基本事務4 学童保育の充実

学童保育に対するニーズの高まりを踏まえ、安全で快適な保育環境を確保し、きめ細や

かな保育サービスを提供する。

細施策3 「遊び・学び」の場づくり

基本事務1 子育て家庭の交流の場づくり

子育て家庭が情報交換できる機会を設けるとともに、児童館の母親クラブや、子育て学習センターの子育てグループが主体的に開催するイベントを通じて、子どもの遊びと親の学びが両立できる場を創出する。また児童館のプログラムは、子どもの意見や視点を生かして内容を充実させる。

基本事務2 公民館を拠点とした異世代交流

公民館を拠点として、地域の大人を指導者とした「子ども教室」を開催し、異世代交流を推進するとともに、伝統的な文化・芸能や遊びの継承を図る。

基本事務3 本に親しむ機会づくり

図書館において「おはなし会」や「絵本の時間」を開催し、子ども達が本に手を伸ばすきっかけづくり、親子がともに絵本に親しむ機会を創出する。

基本事務4 公園や広場の整備

地域における幼児や身近な遊び場、交流の場となる公園や広場の確保に努める。

用語の解説

要保護児童対策地域協議会＝民生委員・児童委員、人権擁護委員、こども家庭センター等関係機関で構成し、要保護児童、要支援児童等の適切な保護のための情報交換、支援内容の協議を行う組織

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 2. 生きる力を育む学校教育の充実

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 子ども達を取り巻く社会環境は大きく変化している。
- ・ いじめや不登校の発生、「心の問題」を抱える児童・生徒が増加するとともに、集団生活になじまない子どもや、規範意識に欠けた子どもも増加している。
- ・ 本町では宅地開発が進み若年層の転入が増加しており、児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・ 学力、体力等において「出来る子⇔出来ない子」の二極化が進んでいる。
- ・ 住み慣れた地域の学校への通学を希望する障害児及びその保護者が増加している。
- ・ 昭和48年に建築された給食センターは老朽化が進んでおり、安全でおいしい給食を提供するための機能を確保する必要性が生じている。

10年後に目指す将来像

- ・ 野外学習や体験学習など総合的な学習活動を通じて、児童生徒の「生きる力」が培われている。
- ・ いじめや不登校がなく、子ども達にとって通うのが楽しい学校になっている。
- ・ コンピュータや国際理解など、社会情勢の変化に対応した教育が実現できている。
- ・ 安全で快適な教育環境が整っている。

基本的な方針

体験学習や自然学校など様々な経験を積むことにより、学力だけでなく体力や気力、他人への思いやりを持った、人間性豊かでたくましい「たいしっ子」を育成する。また国際理解や情報教育、環境教育など、時代の変化に柔軟に対応できる教育を実施する。

児童・生徒が抱える悩みや不安などの「心の問題」、いじめや不登校などの問題行動にきめ細やかに対応し、誰もが楽しんで通える学校環境を整える。

全ての児童・生徒に目が行き届く、きめ細やかな教育・指導体制を整えるとともに、施設面でも安全で快適な教育環境を整える。また校区割の変更を含めた、小学校規模の適正化を検討する。

学校給食は食育の「生きた教材」と位置づけ、望ましい食習慣や食材等について学ぶ機会として活用する。また給食センターの機能確保・向上により、安全でおいしい給食を提供する。

○ 基本計画

細施策1 体験的な学習の推進

基本事務1 体験活動の充実

児童生徒の発達段階に応じ「自然体験活動」「集団宿泊活動」「職場体験活動」を体系的に実施し、自ら学び、考え、体得する『体験教育』を充実させる。

基本事務2 情報教育の推進

児童生徒が、課題や目的に応じて情報及び情報機器を効果的に活用出来るよう、情報教育の指導方法の工夫・改善を進めるとともに、計画的な学校のICT環境整備を行う。

基本事務3 国際理解教育の推進

地域に住む外国人との交流や外国語指導助手（ALT）を通じて、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図り、自らの考えや意見を伝えようとする態度や能力を育成し、グローバル社会に対応できる国際性を養う。

細施策2 心のケアの充実

基本事務1 カウンセリングの充実

心のケアを必要とする児童生徒に適切に対応できるよう、臨床心理士の派遣、医療機関等の専門家、関係機関との連携の強化等により、カウンセリングを充実させる。

基本事務2 別室少人数指導の充実

教室での授業を受けることが困難な生徒が、心身の緊張や不安・悩みなどをやわらげ、心の安定が保てるよう少人数指導の充実を図り、集団活動・生活への参加意識につなげる支援を行う。

細施策3 安全で快適な教育環境づくり

基本事務1 学校教育施設の改修整備の推進

学校教育施設の耐震補強や教育ニーズの変化に応じた整備を進めるとともに、教育環境のユニバーサルデザイン化、太陽光発電の導入など環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に努める。

細施策4 学校給食を通じた食育の推進

基本事務1 食育に生かす給食づくり

学校給食を食育の「生きた教材」と位置づけ、皆と会食して食事におけるマナーを身に

つけるとともに、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、子ども達の食生活の改善、健康と栄養に関する理解を促す。また、地元産の食材を利用するとともに、生産者との交流等を通じ、地域の食文化や食材の生産・流通に対する理解を促す。

基本事務2 学校給食センターの機能性の向上

安心・安全な給食の提供を継続するため、計画的に現施設の機能確保・向上を行うとともに、将来にわたって安定して給食を提供するため、今後の学校給食のあり方について、学校給食センター施設改築を含めて検討する。

政策 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり

施策 3. 地域、家庭、学校が一体となった育み

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 核家族化による家族構成員の減、都市化の進展により、地域社会において大人と子どもの関係が希薄化し、家庭や地域での教育力が低下している。
- ・ 学校現場ではいじめや不登校の発生、「心の問題」を抱えた児童・生徒が増加している。さらに精神的疾患により休職する教職員も増加している。
- ・ また「子どもの健全育成」の観点から本町を取り巻く環境をみると、インターネットカフェなど深夜営業する店舗の増加、有害情報の氾濫など、必ずしも良好とはいえない状況にある。
- ・ その一方、定年退職を迎えた「団塊の世代」を中心とした高齢者の増加、防犯ボランティアの増加など、地域で子ども達を育みやすい状況も生まれつつある。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域住民に囲まれ、学校で出来ない様々な体験をする環境が整っている。
- ・ 家庭での子育てや教育に関する悩みが解消され、基本的な生活習慣や規範などが家庭教育で身に付けられている。
- ・ スポーツや文化活動など青少年が活動する環境が充実し、自主的な活動や交流の場として生かされている。

基本的な方針

学校・家庭・地域と子ども達との「ふれあい」を促進し、学校・家庭・地域三者が連携し、一体となって心豊かな子ども達の育成を図る。

学校開放や、地域・家庭の声を学校運営に反映させるなど、地域・家庭に開かれた学校づくりを推進する。また、家庭での子育てに関する悩みの解消、家庭教育力の向上を図る。

子ども達が地域住民と様々な体験をする場を創出し、学校で学ぶことが出来ない知識や技能、体験を得るとともに、地域住民においては、「地域の子どもは地域で育む」との機運を醸成する。

関係機関と連携して青少年にとって良好な社会環境をつくとともに、青少年がスポーツや文化活動などに積極的に参加・交流する環境を整える。

○ 基本計画

細施策1 開かれた学校づくり

基本事務1 オープンスクールの実施

授業をはじめ給食や清掃、部活動など、学校の教育活動のありのままの姿を保護者や地域の人々に公開し、学校が身近に感じられる「開かれた学校づくり」を一層推進する。

基本事務2 地域に信頼される学校づくり

学校の組織力を高め、保護者や地域住民からの信頼を確立するため、教育活動など学校運営の状況について、学校評価の充実・改善を図り、地域から信頼される学校運営を行う。

基本事務3 地域住民の学校運営への参加

学校教育の活性化を図るため、「学校地域支援本部事業」等を活用して、学校支援ボランティアや学校評議員等の参画、協働を得つつ、地域住民の声を生かした学校運営を推進する。

細施策2 家庭教育の充実

基本事務1 家庭教育学級の充実

幼稚園、小中学校の保護者が、自主的・自発的に家庭教育のあり方を学ぶ活動を支援するとともに、より多くの保護者の参加を働きかける。

基本事務2 子育てに対する不安の解消

教育相談や学校のスクールカウンセラー等による個別相談を行い、保護者が抱える子育ての不安や悩みの解消を図る。

基本事務3 家庭・地域との連携強化

子ども達が、基本的な生活習慣をはじめ人間関係の基本となるあいさつや社会生活上のルール等を身に付け、発達の段階に応じて日常生活の中で実践できるよう、家庭や地域住民との連携を強化する。

細施策3 地域の中での育み

基本事務1 社会人活用事業の実施

社会の各分野で活躍している地域の方々を講師として招聘し、幅広い体験と優れた知識を生かした授業を行うなど、学校外の人材を生かした多様な体験活動を推進する。

基本事務2 公民館を拠点とした異世代交流

公民館を拠点として、地域の大人を指導者とした「子ども教室」を開催し、異世代交流

を推進するとともに、伝統的な文化・芸能や遊びの継承を図る。

細施策 4 青少年の健全育成

基本事務 1 青少年活動の充実

多様な体験活動の実施や、それらの活動情報の提供に努めるとともに、地域でのボランティア活動への参加を促進する。

基本事務 2 青少年育成団体への支援

子ども会連絡協議会や各青少年育成団体の活動を支援し、組織の充実を図るとともに、指導者や新たな活動団体の育成を推進する。

基本事務 3 関係団体の連携の強化

青少年活動団体間にとどまらず、学校、家庭、地域社会とも連携し、地域が一体となって青少年活動を推進する。

用語の解説

学校地域支援本部事業＝学校長や教職員、PTA などの関係者を中心とする「学校支援地域本部」を全国に設置し、その下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行う事業

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 1. 町を襲う危機への備え

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 本町域では、近い将来に山崎断層地震の発生が懸念されるが、住宅や不特定多数が利用する建築物の耐震化率は 50%前後にとどまっており、耐震化の推進が課題となっている。
- ・ 地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の頻度増加、台風の強大化等による風水害の頻発・激甚化が懸念される。また都市化の進展に伴う土地の保水力の低下、排水能力の強化が課題となっている。
- ・ 今後高齢化の進行に伴い、災害時要援護者の増加が見込まれる。
- ・ 従来の自然災害の他、大規模な事故や感染症、さらには武力攻撃などの有事に対しても、適切に対応することが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 住宅の耐震化等が進み、災害に強いまちが形成されている。
- ・ 避難場所や避難経路が確保されるとともに、住民一人ひとりが、災害発生時の初期対応、避難場所、避難経路等を十分に知り、安全に避難することができる。
- ・ 災害時に地域で助け合う体制が確立されている。

基本的な方針

災害が発生した場合、行政による応急体制がすぐにとれるとは限らないことから、住民一人ひとりが、災害発生時の対応方法を理解するとともに、家庭での災害への備えを推進し、「自助」防災力の強化を図る。また自主防災組織や消防団の充実等により、住民相互の「共助」防災力の強化を図る。さらに、増加する高齢者など災害時の要援護者に対する救助体制を確立する。

迅速に安全な場所に避難できるよう、避難路や避難場所を確保するとともに、公共施設や住宅の耐震化、雨水排水機能の強化など、災害に強いまちづくりを推進する。

火災に対しては、防火意識の啓発など火災予防体制の充実に努めるとともに、消防施設・設備の整備、太子消防署との連携強化など消防力の強化を図る。

○ 基本計画

細施策 1 「自助」「共助」防災体制の構築

基本事務 1 防災意識の高揚

台風 17 号災害（昭和 51 年）以降、本町においては甚大な被害を受けた災害が無いことから、防災意識の低下が懸念される。防災訓練や広報、ホームページ等を通じて情報を提供し、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。

基本事務 2 自主防災組織の充実

災害の初動期における地域住民の助け合い、「共助」による減災を図るため、防災訓練等を通じてリーダーの育成、自主防災組織の充実を図る。

基本事務 3 要援護者の支援

高齢化社会の進行により、今後、災害時要援護者の増加が見込まれるため、対象者の絞り込みと名簿の整備を行い、民生委員、自主防災組織を中心とした支援体制を確立する。

基本事務 4 防災訓練の実施

災害発生時を想定した実践型の総合防災訓練に加えて、各地域において避難所への経路における危険箇所等を実際に確認する図上訓練を実施し、住民一人ひとりの防災力向上を図る。

細施策 2 災害に強いまちづくり

基本事務 1 危機管理体制の強化

地震、風水害等の自然災害、大規模な事故や感染症、武力攻撃など、多様化する災害に柔軟、迅速、的確に対応できるよう、町の危機管理体制を強化する。

基本事務 2 情報伝達体制の構築

自治会放送及びホームページによる情報伝達に加え、より正確な情報を速やかに伝達するため、防災行政無線をはじめとした、新たな情報伝達手段の導入について検討する。

基本事務 3 都市基盤の整備

救助活動や避難場所として活用できる道路や公園、緑地帯などのオープンスペースを確保するとともに、浸水被害を防ぐために雨水排水施設を整備するなど、災害に強いインフラ整備を推進する。

基本事務 4 住宅等の防災・防火機能向上

住宅や不特定多数の者が集まる施設の耐震化など、防災・防火機能の強化を住民・事業者積極的に働きかける。

基本事務5 避難体制の確保

避難場所である公共施設の耐震化を進めるとともに、避難経路や避難場所の情報を積極的に提供する。また洪水ハザードマップや各地区の防災マップを活用した防災訓練、図上訓練を通じ、避難経路に危険が生じた場合に臨機に対応できる能力を養成する。また防災備蓄品については、中播磨・西播磨広域防災対応計画を踏まえつつ必要数量を確保する。

基本事務6 防災拠点の整備

役場庁舎を改築して防災拠点機能を強化するとともに、防災備蓄倉庫や防火水槽など防災拠点の適正配置を推進する。また現在整備中の総合公園については、物資保管・備蓄場所及び一次避難場所としての活用など、防災機能を備えた公園として整備する。

基本事務7 関係機関との連携強化

兵庫県や近隣市町、友好都市である奈良県斑鳩町・大阪府太子町との連携を強化して広域相互応援体制を維持するとともに、ボランティアや民間事業者、NPO等との協力体制を強化する。

細施策3 消防力の充実

基本事務1 火災予防体制の充実

消防・避難設備の点検や危険物施設の指導を強化するなど予防査察、指導の強化に努める。また、火災予防意識の高揚を図るとともに、初期消火訓練など消防訓練の充実により火災の未然予防を推進する。

基本事務2 消防施設の充実

消防資機材の充実、消防水利の確保など消防施設の充実を図り消防力を強化する。

基本事務3 消防組織の充実

常備消防及び消防団については、技術の向上、人員の確保に努め、一層の充実を図る。

基本事務4 連絡体制の強化

消防無線のデジタル化及び広域相互応援体制の充実により、災害時の連絡体制を強化する。

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 2. 犯罪を未然に防ぐ備え

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 全国的に犯罪件数は減少しているものの、戦後を通じてみると、依然として高い水準にある。特に子どもを狙った凶悪犯罪が全国的に頻発している。
- ・ 本町の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移している。
- ・ 本町の特性として新旧住民が混在しており、また地域の連帯感が希薄化する中、不審者を発見しにくい状況が生じている。

10年後に目指す将来像

- ・ 防犯灯の設置、地域での見守りやきめ細やかな防犯パトロールを実施することにより、犯罪が抑制されている。
- ・ 自治会や地域防犯グループなど、地域主体の防犯活動が活発化するとともに、住民と行政の連携により犯罪情報や防犯に対する知識の共有化が図られ、住民の防犯意識が向上している。

基本的な方針

犯罪が起きやすい「死角」を解消するため、街路樹の適正配置や防犯灯の設置など、物理的な死角解消を進めるとともに、防犯パトロールなど、「人の目が行き届いている」ことによる心理的な死角解消を推進する。

犯罪を防ぐうえで大きな力となる「地域のつながり」意識の醸成に努めるとともに、自主防犯グループの活動促進など地域防犯力の強化を図る。

住民一人ひとりが犯罪に対して自己防衛できるよう、防犯に役立つ情報を提供する。さらに子ども達を犯罪から守るために必要なパトロールや、学校と連携した対策を講じる。

○ 基本計画

細施策1 犯罪を防ぐまちなみづくり

基本事務1 防犯施設の設置

犯罪を未然に防止するために、地域と連携・協働しつつ、防犯灯等の防犯施設の設置と充実を推進する。

基本事務2 物理的な死角の解消

公共空間の植樹、公共施設の整備については、周囲の視線を遮らないよう適切な空間配

置を図ることによって物理的な死角を解消し、犯罪の未然防止に努める。

細施策 2 防犯体制の推進

基本事務 1 地域防犯力の向上

各自治会で組織されている「まちづくり防犯グループ」や住民の自主的な防犯活動を支援し、地域での防犯体制を充実する。

基本事務 2 子ども達を犯罪から守る取り組み

全国的に子どもを狙った凶悪犯罪が頻発していることから、学校、地域住民、関係機関と連携した防犯パトロールの充実、「こども 110 番の家」(※)の充実、周知広報等により、子ども達を犯罪から守る体制を強化する。

基本事務 3 関係機関・団体との連携

たつの警察署、まちづくり防犯グループなど関係機関が連携し、青少年や子ども達が犯罪に巻き込まれないよう、パトロールの実施、情報共有など、防犯体制の強化を図る。

細施策 3 防犯意識の高揚

基本事務 1 講演会やキャンペーン等の実施

関係団体・たつの警察署等と連携し、定期的に防犯に対する講座、講演会やキャンペーン等を行うことにより、住民の防犯に対する意識高揚を図り、自発的な防犯を推進する。

基本事務 2 防犯に関する情報の積極的提供

町内で発生した犯罪の情報や防犯に関する知識など、防犯に役立つ情報を広報誌やインターネット等を通じて積極的に提供する。

用語の解説

こども 110 番の家＝町内約 500 箇所家庭や店舗に「こども 110 番」の表示旗を掲げ、子どもが不安を感じて駆け込んできた際に、児童を保護し、たつの警察署、学校、家庭等へ連絡していただく制度

政策 4. 安心して暮らせるまちづくり

施策 3. 交通安全対策の充実

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 本町における交通事故発生件数は平成 17 年をピークに減少傾向にあるものの、全国的にみると、飲酒運転や死亡ひき逃げ事故など、運転者のモラル低下に起因する重大事故が発生している。
- ・ 自動車保有台数の増加に伴う交通量の増加により、交通事故発生リスクは増加している。
- ・ 幹線道路での渋滞とそれに伴う車両の生活道路への進入により、集落内での交通事故の増加も懸念される。
- ・ 子ども達や障害者、今後増加する高齢者など全ての人に優しい道路環境を構築するため、道路の拡幅、歩道の設置やフラット化などが求められている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 交通事故が減少している。
- ・ 歩行者、自転車安全で快適に通行できる道路環境が構築されている。
- ・ 各世代に応じた交通安全への理解がなされている。

基本的な方針

住民一人ひとりが交通ルールを理解し、それを守るよう、各世代に応じた交通安全の意識啓発を推進する。

幹線道路の整備により円滑な交通体系を構築するとともに、交通事故の発生が懸念される危険箇所については交通安全施設を整備し、交通事故が発生しにくい環境を整える。

歩道の整備などにより、自動車だけではなく、歩行者や自転車にとっても快適で安全に通行できる道路環境を構築する。

○ 基本計画

細施策 1 交通安全意識の向上

基本事務 1 交通安全教育の推進

幼・小・中学生や高齢者など様々な世代を対象に、頻繁に起こる交通事故の要因を伝えるなど、きめ細かに交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識高揚を促す。

基本事務 2 交通キャンペーンの推進

ドライバー・自転車・歩行者個々の交通マナーの徹底を図るために、交通キャンペーンを行い幅広い啓発を行う。

基本事務3 自転車の交通マナーの向上

高齢化社会の進行や健康意識の高揚等により、今後自転車や歩行者の増加が予想される一方、自転車の交通事故は増加の傾向にあることから、交通安全教室や広報などの啓発活動を通じ、自転車が車両であることの認識を広め、運転マナーの向上を促す。

細施策2 快適で安全な道路環境の構築

基本事務1 交通安全施設の整備

交通安全施設を適切に維持管理するとともに、自治会やたつの警察署等との協議を踏まえ、危険箇所や事故多発箇所には新たにカーブミラー、転落防止柵など交通安全施設を整備し、交通事故の抑制を図る。

基本事務2 歩道の整備

歩道の段差を解消して円滑な通行を確保するとともに、歩道の設置や、自転車も通行できる歩道の整備により、快適な歩行・自転車通行環境を構築する。

政策 5. 快適で住みやすいまちづくり

施策 1. 美しいまちなみの形成

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 本町の市街化区域内には住居と商業店舗、工場が混在・密集し、居住環境が良好でない部分がある。また市街化区域内農地が残存している地区もあり、農地と住宅地が混在した状態となっている。また幹線道路の沿道を中心に屋外広告物が立ち並び、まちなみと不調和な状況になっている。
- ・ 一方、市街化調整区域では豊かな自然が残存しているものの、個別単体の開発行為に伴う都市的土地利用と農業的土地利用の混在が生じている。また平成 17 年に「太子町土地利用基本計画」が策定され、土地利用誘導など適切な対応が可能となっている。
- ・ 本町の鉄道での玄関口である JR 網干駅の周辺地区は近隣商業地域に指定されているが、大規模量販店が撤退して広大な空き地が生じており、小売店舗の集積度も高くない。その一方、以前より土地区画整理事業が計画されており、一部地区では事業実施が具体化している。
- ・ 地域の実情に応じ、用途地域見直し等の必要が生じている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 自然豊かな空間と都市空間が調和し、快適で住みやすい住環境が形成されている。
- ・ 市街化区域において、住居と商業店舗、工場が明確に区分され、良好な居住環境が形成されている。
- ・ 市街化調整区域において、特別指定区域制度を活用し、地区の実情に応じたまちづくりがなされている。

基本的な方針

市街化区域にあつては、良好な居住環境を確保するとともに、商業店舗や工場が適正に配置されるよう、計画的な土地利用を推進する。また市街化調整区域にあつては、豊かな自然環境や田園風景を維持しつつ、適正な土地利用を図る。さらに、町域全域において、地区計画によるきめ細やかなまちづくりを推進するとともに、まちなみの美観維持に努める。

本町の広域交流拠点である JR 網干駅の周辺地区については、土地区画整理事業の実施により調和のとれたまちなみづくりを実現する。さらに道路の新設など社会情勢の変化に柔軟に対応した土地利用を図る。

町域には斑鳩寺周辺のまちなみや条里制の名残をとどめる田園風景など、豊かな歴史的景観が残されており、核となる文化財とともにこれら歴史的景観も尊重しつつ、古さと新

しさが融合した「太子町」らしい景観形成を目指す。

○ 基本計画

細施策1 合理的な土地利用の推進

基本事務1 住環境の改善と用途の適正化

市街化区域内における適正な土地利用用途への改善や、住・職・学・遊などの機能をま
とめながら住環境と調和したコンパクトシティを推進する。

基本事務2 市街化農地の活用推進

農地や低未利用地等については、宅地化を推進し、定住促進、商業・工業の誘致等、土
地の有効利用により良好な市街化の形成を誘導する。

基本事務3 市街化調整区域の適正な土地利用

市街化調整区域の環境を阻害する土地利用の改善を図るため、特別指定区域制度等を活
用しながら、自然と調和した適正な土地利用を推進する。

基本事務4 地籍調査事業の推進

土地取引の円滑化や土地に係るトラブルの未然防止、さらには公共事業や土地利用計画
などの行政資料として活用を図るため、地籍調査事業を計画的に推進し、正確な土地の記
録及び現地復元能力のある地図を整備する。

細施策2 美しいまちなみの形成

基本事務1 良好な景観形成の推進

住民参加によるまちづくり方策によって、土地や建物を規制・誘導し、優れた自然と調
和のとれた街並みや集落景観の保全・形成をはじめとした、地域特性を生かした個性ある
まちづくりを誘導推進する。

基本事務2 歴史的景観の保全・活用

優れた歴史的遺産と貴重な自然環境が一体となり、歴史的風土・建造物や街並みを保全
するとともに、これらの文化的環境を活用し、より豊かなものとして後世に継承する。

基本事務3 屋外広告物の適正化

景観を構成する重要な要素である屋外広告物については、美しい自然景観を守り、それ
に調和した都市景観を形成するため、規制・誘導を促進する。

細施策 3 市街地整備の推進

基本事務 1 土地区画整理事業の推進

住宅の密集による防災上の課題や、農地と住宅の混在による生活環境の悪化に対処するため、土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進する。

本町の広域交流拠点である JR 網干駅の周辺地区については、都市計画道路龍野線及び網干線の整備と連動しつつ、良好な商業地域並びに住宅地域の形成を目指して土地区画整理事業を推進する。

基本事務 2 地区計画の推進

既成市街地や宅地開発により形成された市街地及び中心市街地の活性化において、地区計画等を活用した、安心・安全な市街地の形成を推進する。

用語の解説

コンパクトシティ＝都市郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする考え方

低未利用地＝適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称

政策 5. 快適で住みやすいまちづくり

施策 2. スムーズに移動できる交通体系の構築

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ モータリゼーションの進展により自動車保有台数は年々増加し、交通量も増加している。本町においては平成 12 年の太子龍野バイパス無料化以後、一部道路で交通量の減少が見られるものの、総じて交通量は増加している。
- ・ 交通量の増加に伴って幹線道路で交通渋滞が発生しやすい状況が生じており、住民の生活活動を阻害するとともに、車両の生活道路への進入により、集落内での交通事故の発生が懸念されている。
- ・ 今後、高齢化社会が進行するに伴い、自動車を運転しなくなる高齢者など「交通弱者」の増加が懸念される。また、歩行者や自転車が安全・快適に通行できる道路環境を構築する必要がある。
- ・ 国道 2 号（太子龍野バイパス）や国道 179 号が存在する東西交通軸と比べると、南北交通軸は弱い状況にある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 渋滞のない円滑な道路網が形成されている。
- ・ 歩行者、自転車が安全で快適に通行できる道路環境が構築されている。
- ・ 交通弱者も容易に移動する手段が確保されている。

基本的な方針

円滑に移動できる幹線道路網を構築し、住民の生活活動を促進するとともに、生活道路への車両流入を防ぎ、集落内の安全な交通環境を確保する。特に南北交通軸については、幹線道路の整備により、移動利便性の向上を図る。また、生活道路の整備を推進し、集落間・集落内の円滑な交通体系を構築する。

歩道の整備や幅員の拡幅等により、歩行者や自転車も安全・快適に通行できる道路環境を構築する。

既存公共交通の利便性向上を図るとともに、高齢者や障害者など、いわゆる「交通弱者」の移動手段確保を講じる。

○ 基本計画

細施策 1 幹線道路網の構築

基本事務 1 都市軸を形成する幹線道路の整備

都市計画道路鶯線（国道 179 号及び県道門前鶯線）を東西の都市軸、都市計画道路龍野線を南北の都市軸と位置付け、未整備区間の整備を推進するとともに、機能強化に努める。

基本事務 2 補助幹線道路の整備

国道 2 号（太子龍野バイパス）及び都市軸を構成する幹線道路を補完する補助幹線道路を計画的に整備する。都市計画道路龍野線及び網干線については、JR 網干駅前土地区画整理事業と連動した整備を進め、地域内のスムーズな道路体系を構築する。

基本事務 3 シンボルロード、コミュニティプロムナードの整備

都市計画道路龍野線及び鶯線（国道 179 号、県道門前鶯線）については、豊かな歴史と緑を象徴するシンボルロードと位置付け、道路環境の充実に努める。また都市計画道路龍野線の整備に伴い、国道 179 号及び県道太子御津線の一部空間を「コミュニティプロムナード」として歩行空間の充実に努める。

細施策 2 生活道路の整備

基本事務 1 生活道路の整備

集落間、集落内の生活道路については、拡幅改修、交通安全施設の設置等により安全で快適な道路環境を整えるとともに、狭あい道路対策を推進する。

細施策 3 公共交通の充実

基本事務 1 既存公共交通の利便性向上・利用促進

増加が見込まれる交通弱者の移動手段を確保するとともに、市街地の渋滞緩和、環境負荷の少ない町づくりの一環として、交通事業者や県、近隣市町と連携し、鉄道やバスなど既存公共交通の利便性向上、利用促進を図る。

基本事務 2 新たな公共交通サービスの検討

高齢化の進行等により、今後「交通弱者」の増加が見込まれることから、交通事業者やボランティア、NPO 等と連携しつつ、利用者にとって利便性が高い新たな公共交通サービスの導入を検討する。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 1. 安全で良質な水の供給

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 水需要の安定供給のため、平成4年度より兵庫県水道の供給を受けているが、一般家庭における節水意識の向上、景気低迷による事業者の水使用量の減少等より、水需要は減少傾向にある。
- ・ ミネラルウォーターや浄水器を利用する人が増加し、「おいしくて安全な水」への関心が高まっている。
- ・ 配水管の更新については公共下水道事業の整備に併せて実施した一方、浄配水施設については立岡山北配水池の老朽化が進んでいる。
- ・ クリプトスポリジウムへの対策として老原浄水場の高度浄水化を実施し、自己水源の50%が措置された。
- ・ 水は人の生命を支える貴重なものであり、災害など緊急時にも安定して供給できる体制の構築が求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 安全で良質な水が、安定して供給できる体制が整えられている。
- ・ 災害発生時にも安定して水が供給できる体制が整えられている。

基本的な方針

浄配水施設及び配水管の計画的な更新と併せ、施設の耐震化、応急体制の強化など、水を安定して供給できる体制を構築する。

安全で良質な水を提供するため、良質な水源水質の確保、水質検査の強化等により良質な生活水の供給を図るとともに、吉福浄水場を高度浄水処理施設として整備する。

経営の効率化等により、良質な水を安定的に提供できるよう経営基盤の強化を図る。

○ 基本計画

細施策1 安定供給できる体制の構築

基本事務1 施設の整備

浄水場や配水池、送水管など基幹施設を中心とした水道施設の耐震化計画及び老朽管の更新計画を策定し、計画的な施設の整備・更新を行う。

基本事務2 応急体制の構築

災害時等のリスクに対する水道システムの安全性を確保するため、近隣事業者との相互連携や広域的な対策を講じ、施設等のハード面のみでなく、災害が発生した後の応援給水、応援復旧までも含めた応急体制を構築する。

基本事務3 経営基盤の強化

社会情勢に応じた経営手法、形態の検討を行い、経営の効率化を図るとともに、公平で適正な費用負担による給水を確保する。また施設管理についてはアセットマネジメント手法（※）を導入し、中長期的財政収支を踏まえ、計画的に施設を整備・更新する。

細施策2 良質な水の確保

基本事務1 安全な水の供給

良質な水を保全するため、原水から給水に至るまでの水質管理を強化する「水安全計画」を策定し、本計画にのっとり安全で良質な水を提供する。

基本事務2 浄水処理の高度化

吉福浄水場を高度浄水処理施設として整備し、浄水処理の高度化を図る。

用語の解説

アセットマネジメント＝不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ること。単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含む。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 2. 美しい環境を守る下水道等の整備

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 公共下水道の整備に伴い、生活排水の河川への流入は減少し、揖保川下流域においても水質は改善しつつある。
- ・ 公共下水道の整備は平成 18 年度に概ね終了したが、公共下水道区域から遠隔地にある世帯等、一部公共下水道で整備できなかった地域については合併処理浄化槽で整備する必要がある。
- ・ 公共下水道の整備は概ね完了したが、一部未接続の世帯がある。平成 20 年 3 月末現在の水洗化率は 93.8%であり、下水道接続の普及対策が課題である。
- ・ 風水害の頻発・激甚化、都市化の進展による土地の持つ保水力の低下が懸念される中、本町では平成 19～20 年度に「雨水基本計画」の見直しを行った。今後は本計画に基づき、浸水危険箇所の解消を図る必要がある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 水洗化率の向上により、河川の水質浄化が進み、美しい自然環境が再生されている。
- ・ 雨水排水施設の整備が進み、浸水被害が減少している。

基本的な方針

公共下水道未接続世帯へ早期接続を促し、水洗化率の向上を図る。また一部未整備地区が残存していることから、未整備地区の解消を図るとともに、既設管渠等に対しては、適切な維持管理、耐震性の向上を進める。

風水害の頻発・激甚化等に対応し、雨水排水施設を整備し、浸水危険箇所の解消を図る。

○ 基本計画

細施策 1 公共下水道の利用促進

基本事務 1 水洗化率の向上

下水道への早期接続を促すとともに、未水洗化世帯を訪問して接続出来ない理由等の把握、分析を行い、利用促進に向けた個別の相談対応、情報提供等を行う。

細施策 2 雨水排水施設の整備

基本事務 1 雨水幹線等の整備

現在の浸水状況や費用対効果を踏まえた「雨水幹線整備計画」を策定し、計画的に雨水幹線、調整池等を整備する。

基本事務2 雨水貯留浸透施設の整備

雨水の一時的な貯留及び地下への浸透により、河川への雨水流出量を抑制するとともに、地下水の涵養にもつながる雨水貯留浸透施設（※）を整備する。また各家庭における雨水浸透施設の設置について検討する。

細施策3 下水道施設の適切な維持管理

基本事務1 既存施設の安全性・機能の確保

下水道管路調査（管路内カメラ調査等）を実施し、下水管路に起因する道路陥没事故等の重大事故を未然に防止するとともに、施設の状況を的確に把握する。

基本事務2 長寿命化計画の策定

施設の健全度に関する点検・調査結果に基づいて、アセットマネジメント手法を導入した長寿命化対策計画を策定し、予防保全的な施設管理及び計画的な改築を実施する。

用語の解説

雨水貯留浸透施設＝雨水を一時的に貯留し、あるいは地下に浸透させることによって、河川への雨水流出量を抑制する施設。防災調整池や地下貯留槽など雨水貯留施設と、雨水浸透柵や透水性アスファルト舗装など雨水浸透施設がある。

政策 6. 美しくすがすがしいまちづくり

施策 3. 環境にやさしいまちづくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 人口増加や経済規模の拡大は、自然環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化や酸性雨などの環境問題を引き起こしている。
- ・ その一方、資源ごみの分別回収やクールビズ、エコバッグなど、住民による主体的な環境問題への取り組みも広がっている。
- ・ 本町の大気、水質の汚染状況は年々改善しつつあり、環境基準内の良好な状態を保っている。「兵庫地域公害防止計画」の計画策定地域からも、平成 14 年度に本町は除外されている。
- ・ 本町の地域環境は、下水道整備により公共用水域の水質は改善されつつある一方、ごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフン害等が課題となっている。

10 年後に目指す将来像

- ・ 住民、事業者、行政がそれぞれ、主体的に環境保護に取り組んでいる。
- ・ ポイ捨てや処理しないペットのフン、不法投棄が減少し、良好な生活環境となっている。

基本的な方針

住民、事業者、行政が環境の大切さを認識し、主体的に取り組む環境保護活動を促進、支援する。

ごみの減量化やリサイクル活動等を推進し、自然環境の保護と持続可能なまちづくりに寄与する循環型社会を構築する。

公害に対する監視、是正指導、啓発等により公害を防止するとともに、地域住民と行政が連携・協力しつつ、良好な地域環境の保全を図る。

○ 基本計画

細施策 1 環境意識の高揚

基本事務 1 環境学習の推進

環境に関する学習や懇談の機会を設け、環境に対する理解を深めるとともに、広報誌やホームページなどを通じて、環境保全の大切さについて広報を行う。

基本事務 2 住民、事業者が取り組む環境保護の支援

レジ袋の削減や廃棄物の減量化、省エネルギーなど、住民や事業者の主体的な環境保護

の取り組みを促進、支援する。

基本事務3 町公共施設での率先した取り組み

町において使用する製品・資源の使用量の削減、自然エネルギーの活用、環境に配慮した機器等の導入、公共工事における再生資材の利用促進等に取り組み、率先して地球温暖化の防止対策を講じる。

細施策2 循環型社会の構築

基本事務1 ごみ減量化の推進

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）、不要物を持たない（Refuse）、修理して使う（Repair）の5Rの理念を広く住民に啓発し、ごみの減量化、再資源化を推進する。またごみの分別収集の徹底を図るとともに、住民の自主的なリサイクル活動を推進する。

細施策3 公害の防止

基本事務1 公害発生の未然防止

良好な生活環境を確保するため、騒音、悪臭など公害の発生源対策の推進、監視体制の充実を図るとともに、地域住民が互いに配慮し合う規範意識の醸成に努める。

基本事務2 関係機関との連携

公害防止対策に係る知識や事例の研究、公害の原因究明に努めるとともに、国・県など関係機関と連携して公害発生を防止する指導を行う。

細施策4 良好な地域環境の保全

基本事務1 まちなみ環境美化の推進

環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、全町クリーン作戦など住民による自主的な美化活動を推進する。

基本事務2 不法投棄の防止

啓発活動により不法投棄を防止するとともに、たつの警察署など関係機関、地域住民と連携しつつ監視策を講じる。

基本事務3 ペット飼育のマナー向上

ペットを飼うことに対する責任意識の向上を図るため、様々な機会を通じて啓発活動を行う。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 1. 憩い、ふれあいの場づくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 全世帯アンケートの自由意見欄で、「公園や広場の整備」を求める意見が特に多く、また本町の「15歳未満人口の総人口に占める割合」は県内で2番目に高いことから、子ども達が安全・安心に遊ぶ公園や広場への住民ニーズは高いと見込まれる。
- ・ その一方、本町の人口一人あたり公園面積は、県下平均を下回っている。また、市街化区域内の都市公園は2か所しかなく、都市公園の多くが市街化調整区域に集まっている現状にある。
- ・ 親水空間として林田川河川敷遊歩道、大津茂川サイクリングロード、福井大池公園が整備されている。自然環境に対する関心の高まりをうけ、これら親水空間をレクリエーションや自然学習の場として活用することが求められている。

10年後に目指す将来像

- ・ 子ども達の遊び場、住民のコミュニケーションや憩いの場となる公園、広場、緑地が、地区別の偏りなく整備されている。
- ・ 住民と行政の協働により、公園の整備や管理、緑化活動が行われている。

基本的な方針

安全・安心な遊び場、コミュニケーションや憩いの場、災害時の一時避難場所等を確保するため、人口が密集し、かつ近隣に公園がない地域に都市公園を整備するとともに、既存の自治会公園や開発に伴う帰属公園について、住民との協働による有効活用や利用拡大を進める。

緑豊かな美しいまちなみを形成するため、まちなみ緑化事業を展開するとともに、道路や公共施設、民間施設での緑化を推進する。河川周辺についてはレクリエーション性の高い親水空間として、整備と活用を進める。さらに、公園・広場や緑地、親水空間等において、自然とふれあう機会を創出する。

○ 基本計画

細施策1 公園・広場の整備

基本事務1 公園・広場の整備

総合公園は本町の拠点公園と位置付け、住民の誰もが楽しめる健康・レクリエーション空間、自然に親しめる空間、災害時の防災拠点機能を担う公園として整備する。また、緑

地環境の確保と日常的な利用を図るため、市街地内に都市公園を整備する。

基本事務2 既存公園の活用

帰属公園（※）への遊具・休憩施設等の配置を促進し、子ども達の身近な遊び場を確保する。また、既存公園の維持管理については、アダプト制度等を導入し、地域住民自らによる保全と活用を推進する。

細施策2 緑化の推進

基本事務1 まちなみの緑化

公園や農地、保安林など自然豊かな景観を構成する緑地の保全を推進するとともに、自然とふれあうレクリエーションゾーンとして活用を図る。また、道路や河川沿線、公共施設の緑化を推進するとともに、環境に配慮した駐車場の芝生化、屋上緑化などのまちなみ緑化事業を推進する。

基本事務2 住民の自主的な緑化活動の推進

花と緑による美しい風景づくりに関する普及、啓発を進めるとともに、住民が気軽に参加できる花と緑のまちづくり運動を推進する。また、これらの活動を中心となって進める住民活動団体を支援する。

細施策3 親水空間の整備

基本事務1 河川環境の保全

林田川や大津茂川の恵まれた自然を生かすため、河川環境の保全に努めるとともに、まちなみの構成に生かすように努める。

基本事務2 親水空間の整備・活用

河川や小川、池などの水辺環境をレクリエーション性の高い親水空間として整備し、住民の憩いの場としての充実を図る。また、ビオトープの確保、水辺の自然環境を活用した自然観察など、地域で良好な自然環境を共有する。

用語の解説

帰属公園＝民間開発事業者から、開発後に帰属を受ける公園

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 2. 生涯学習の推進

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 住民の価値観が多様化する中、物質的な豊かさを求める志向から、「こころの豊かさ」を求める志向への変化が生じ、新しい知識や技術の習得を目指す人々が増加している。
- ・ 高齢化社会の進行に伴い、高齢者の生きがいづくりの一環として、生涯学習は大きな役割を担うことが期待されている。
- ・ 国際化、情報化の進展といった社会情勢の変化に応じ、多種多様な学習カリキュラムの提供が求められている。
- ・ 「参画と協働」によるまちづくりを進めるにあたり、生涯学習で学んだ成果を、地域活動やまちづくりに還元できるシステムを構築する必要がある。
- ・ 「人権侵害が多くなってきた」と思う人が増加する（※法務省「平成19年度人権教育及び人権啓発施策」）とともに、人権に対する課題も多種・多様化している。

10年後に目指す将来像

- ・ 増加、多様化する生涯学習のニーズに応えうるメニューの充実が図られている。
- ・ 生涯学習が、人と人のネットワークづくりや生きがいにつながるとともに、学習者が、その成果を生かして地域で活動されている。

基本的な方針

多様な学習ニーズに対応し、学習内容の充実や学習機会の拡充を図るとともに、住民同士のサークル活動への支援など、自主的な学習活動を推進する。

公民館については、地域に密着した「生涯学習の拠点」と位置づけ機能強化を図るとともに、地域での異世代交流の場として活用する。

図書館については、蔵書の充実に努めるとともに、レファレンスサービスや高齢者に対応したサービスの充実、幼児・学齢期における読書週間の定着を図る。

多様化する人権課題に対応し、人権侵害を解消するため、ライフステージに応じた人権教育、啓発活動を展開する。

○ 基本計画

細施策1 自主的な学習活動の支援

基本事務1 学習機会の充実

住民一人ひとりが生涯を通じ、学びたい時に学ぶことができるよう、多様な学習機会を

設けるとともに、内容の充実を図る。

基本事務2 学習活動への支援

サークル活動の支援や学習成果の発表の場を設けるなど、住民の自主的な学習活動を支援するとともに、生涯学習を通じた生きがいつくり、仲間づくりを推進する。また指導者や学習支援ボランティアの育成・組織化を図る。

細施策2 公民館活動の充実

基本事務1 学習機会の充実

各種講座の充実を図り、住民ニーズに合った学習機会を提供する。また、サークル活動の支援、発表会や展示会等を開催する。

基本事務2 異世代交流の推進

地域の大人を指導者とした「子ども教室」を開催するなど、公民館を拠点とした異世代交流を推進する。

基本事務3 公民館施設の機能向上

公民館施設については、住民ニーズに応じた機能向上、バリアフリー化等の改修を実施する。

細施策3 図書館の充実

基本事務1 蔵書の充実

公共図書館として、地域住民のニーズ、社会環境の変化等を踏まえるとともに、時代を超えて読み継がれる蔵書の充実を図る。

基本事務2 蔵書管理システムの導入

検索や貸出・返却の迅速化を図るとともに、自宅からの検索、図書館の予約を可能とするため、蔵書情報の電子データ化、蔵書管理システムの導入を行う。

基本事務3 高齢者に対応したサービスの拡充

高齢化社会の進行に対応し、大型活字本や高齢者の生活に関わる分野の蔵書の充実など、高齢者へのサービスを拡充する。

細施策4 人権学習の推進

基本事務1 教育啓発活動の充実

同和問題をはじめ、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人など、多様化する人権の課題に対応するため、参加体験型の学習会、相互学習や啓発活動等ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、講演会や人権標語・ポスターの募集など、幅広く啓発活動を展開する。また、太子町民主化推進協議会を中心に、太子町教育委員会、各地区民主化推進協議会等と密接な連携を図る。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 3. 歴史文化の再発見と活用

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 聖徳太子にゆかりのある本町では、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる田園風景など、数多くの歴史的遺産が残っている。その一方、宅地化等開発の進展により歴史的景観が急速に変化するとともに、生活様式の変化により、地域での歴史的風習や文化、民俗も失われつつある。
- ・ 町内の指定・登録文化財は40件（平成21年9月現在）であるが、これら以外にも歴史的に価値を持つ文化財や遺跡が多数あり、積極的に調査・保存を進める必要がある。
- ・ 「こころの豊かさ」を求める志向の変化や余暇時間の増加等により、地域の歴史や文化に関心を持つ人々が増加している。

10年後に目指す将来像

- ・ 歴史的遺産が調査・保存されるとともに、郷土学習やまちづくり等に幅広く活用されている。また町の歴史が理解されている。
- ・ まちの歴史を自ら調べ、考え、町内外に情報発信できる「歴史ボランティア」が活動している。

基本的な方針

文化財の調査・保存、まちに埋もれている歴史的遺産の掘り起こしを進め、まちの歴史像を明らかにし、町内外に広く発信する。また、文化財を含む歴史的遺産を「保存」するだけでなく、郷土学習やまちなみづくりなど、まちづくりにおいて積極的に活用する。鶯荘荘園遺跡については、保存・調査を進めるとともに、案内板の設置や散策マップの作成など、荘園遺跡全体での活用を図る。

歴史資料館を中心に住民が主体的に町の歴史を学べる環境を整えるとともに、歴史を学習した方が、その成果を町内外に発信する「歴史ボランティア」を育成、活動を支援する。

地域の祭りや芸能、伝承等については、その内容を調査するとともに、次世代へ継承する。

○ 基本計画

細施策1 歴史文化の調査・保存と活用

基本事務1 歴史的遺産の掘り起こし、調査、継承

文化財の調査・保存を進めるとともに、祭礼行事や芸能、伝承、歴史的なまちなみなど、

町に残る歴史的遺産を掘り起こし、後世に継承するとともに、町の歴史像を明らかにする。

基本事務2 歴史的遺産の活用

町に残る歴史的遺産をまちづくりに生かす「資源」と位置付け、郷土学習や観光資源としての活用、歴史的景観を生かしたまちなみづくり、イベントの開催など、まちづくりに積極的に活用する。

基本事務3 鶴荘荘園遺跡の活用

鶴荘荘園遺跡は、史跡として保存するとともに、案内板の設置、散策マップの作成、見学会の開催等により、本町の観光資源として、また住民が歴史に親しむ場として活用する。

細施策2 歴史文化の情報発信

基本事務1 町の歴史像の発信

法隆寺領鶴荘や山陽道と鶴宿など、本町が持つ歴史文化を積極的に情報発信し、本町の歴史と文化に対する住民の理解と愛着を促すとともに、広く町外に本町の歴史像をPRする。

基本事務2 歴史資料館の充実

歴史文化の情報発信の拠点として、展示事業・講座事業など、歴史資料館の活動を充実させるとともに、住民が主体的に町の歴史文化を学べる環境を整える。

基本事務3 歴史ボランティアの育成・支援

地域の歴史や伝統文化の掘り起こし、伝承、普及に努める歴史ボランティアを育成し、その活動を支援する。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 4. 芸術・文化の振興

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 住民の価値観が多様化する中、物質的な豊かさを求める志向から、「こころの豊かさ」を求める志向の変化に伴い、芸術・文化活動への参加や鑑賞に対する関心が高まっている。
- ・ 近年「文化力」という言葉が定着するとともに、芸術文化が子ども達の表現力、創造力の育成、高齢者の活力維持など、幅広い行政効果を有していることが認識されるようになってきている。
- ・ また高齢化の進展や、退職時期を迎えた「団塊の世代」を中心に余暇時間が増大し、芸術・文化活動に対する関心が一層高まることが予想される。

10年後に目指す将来像

- ・ 芸術、文化に対する関心が高まり、多くの方が展覧会やコンサート、創作活動等を通じて、芸術や文化に親しんでいる。

基本的な方針

文化会館や公民館を中心に、様々な芸術・文化に触れる事業を実施するとともに、図書館、歴史資料館を加えた「ふるさと文化村」一体として芸術・文化の振興を図る。特に、今まで芸術や文化に対して関心が薄かった住民にも働きかける鑑賞事業の実施、情報発信に努める。

また、住民が気軽に芸術文化・創造活動に取り組めるよう、自主的な活動に対する支援を行う。

○ 基本計画

細施策1 芸術・文化に親しむ環境づくり

基本事務1 優れた芸術・文化に触れる機会の提供

文化会館を中心に、優れた芸術文化を鑑賞する機会を幅広く提供する。特に、今まで芸術・文化に対して関心が薄かった住民も関心を持つような、多様な鑑賞の機会を創出する。

基本事務2 文化情報の提供

芸術・文化に触れる機会を拡充するため、文化会館、公民館でのイベント情報や、芸術・文化全般に関する情報を積極的に提供する。

基本事務3 ふるさと文化村の有機的な連携

文化会館、中央公民館、図書館、歴史資料館で構成する「ふるさと文化村」については、各館の特徴を生かしつつ緊密な連携を図り、本町における「芸術・文化振興の拠点」して、文化村一体となった芸術・文化の推進を図る。

細施策2 自主的な文化活動の推進

基本事務1 住民による創造活動の推進

芸術・文化に関する講座等の充実を図るとともに、各種芸術・文化団体の活動を支援し、地域文化の振興を図る。また、町民芸術祭や公募美術展など、住民の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、芸術・文化を通じた住民同士の交流を促進する。

基本事務2 文化会館を活用した文化活動の支援

地域のアマチュア芸術家や団体に対して、文化会館を活用して発表の場を設けるなど、活動を支援するとともに、住民自らが企画・制作する舞台創造活動を支援する。

用語の解説

有機的な連携＝有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら連携し、全体を形作っているさま。

政策 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり

施策 5. 観光振興によるにぎわいづくり

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 観光に対するニーズが変化し、名所旧跡を見て回る従来の観光スタイルと合わせ、体験や交流を目的とする「ツーリズム」型、健康志向の高まりに伴う「ウォーキング」型の観光を楽しむ人々が増加している。
- ・ 本町には、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる歴史的景観、太子会式など、数多くの観光資源がある。しかし、全国的な知名度は高くないことから、これら観光資源を町内外へ広くPRするとともに、ニーズの変化を踏まえた新たな観光事業を展開する必要がある。
- ・ 商工会や生産者グループにより特産品が開発、販売されているが、恒常的な直売所がなく、販売場所の確保が課題となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 太子町の魅力が広く伝わるとともに、住民との協働により、イベントや「体験型ツーリズム」、特産品の開発など魅力ある観光資源が生まれ、多くの観光客が訪れている。

基本的な方針

本町が持つ歴史的遺産や自然環境など、豊かな観光資源を広く情報発信し、「太子町」の認知度を高める。また、観光客が歩いて回れる「周遊型ツーリズム」や、農作業等の様々な体験ができる「体験型ツーリズム」の展開を図るとともに、広域の観光協議会等を活用して、近隣市町の観光資源とのネットワーク化を推進し、相乗効果による観光客数増加を図る。

商工会や生産者グループによる特産品の開発、販売を支援するとともに販路の拡大に努める。

○ 基本計画

細施策1 観光資源の整備

基本事務1 観光資源の整備

文化財や歴史的建造物、豊かな自然環境などの観光資源を活用するとともに、住民が主体的に行うイベントの支援など、新たな観光資源の創出を図る。また歴史的まちなみや荘園景観などを生かし、周遊しながら観光できる環境を整える。

基本事務2 観光ネットワークの形成

西播磨観光協議会やひょうごツーリズム協会など、広域の協議会や近隣市町と連携し、広域的な観光情報の発信、広域観光ルートの充実を図る。

基本事務3 観光情報の発信

観光協会等の関係機関と連携して観光情報を把握・共有するとともに、町内外にきめ細やかに情報発信する。

細施策2 ツーリズム型観光事業の推進

基本事務1 ツーリズム型観光事業の推進

住民との協働や関係機関との連携により、観光客が様々な活動や体験を行うことができる「ツーリズム型観光事業」を創出、推進する。

細施策3 特産品の開発と普及

基本事務1 新規開発と普及の推進

特産品の製造に意欲的な企業家、グループを支援し、特産品の新規開発を推進するとともに、積極的なPR活動、物産展への出店等により特産品の普及を図る。

基本事務2 販売場所の確保

小売店や道の駅等と連携し、商工会や生産者グループが開発した特産品や野菜などの地場産物を販売する。また観光協会と連携しインターネット等を活用した販路の拡大を図る。

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 1. 美しい田園景観を維持する農業の振興

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ わが国の農業は、付加価値を持つ競争力を有した農業への転換を目指し、農地の集約化による大規模農家への転換が図られている。その一方、農業経営者の高齢化、後継者不足、米価の下落等により農業経営が困難となっている。
- ・ 本町農業の現況は、耕地面積規模が 0.5ha 未満の、小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めている。農業経営者の平均年齢は 64.7 歳で高齢化が進む中（2005 年農業センサス）、農業後継者不足、耕作放棄地の増加など、遊休化が進行している。
- ・ 一方、都市近郊に位置する立地条件の良さは、高付加価値型農業の推進や、都市住民との交流事業を行うにあたっての利点となる。

10 年後に目指す将来像

- ・ 安定、効率的な農業経営、「都市近郊」という特色を生かした農業経営が行われ、遊休農地が減少し、緑豊かな田園風景が維持されている。

基本的な方針

農業経営の安定、効率化を推進するとともに、販路の拡大等を図り、農業を持続可能で魅力ある産業とし、新たな農業経営の担い手を確保、育成する。

都市近郊に位置する本町の特性を生かし、野菜や園芸作物の生産など高付加価値型農業を推進する。また、都市と農業集落の交流や食育等において、農地、農業集落を多目的に活用し、遊休農地の解消、農業集落の活性化を図る。さらに優良農地の保全、集積的確保を推進する。

増大している食への不安を解消するため、食と農を通じて生産者と消費者の密接な関係を構築するとともに、地域の農産物への理解を深め、一層の地産地消を推進する。

○ 基本計画

細施策 1 農業経営の安定・効率化と担い手の確保

基本事務 1 生産性の向上

農作業の共同化・合理化、生産性の向上を図るため、集落営農の組織化を推進するとともに、生産組織の法人形態への誘導を図る。また、県龍野農業改良普及センターや兵庫西農業協同組合と連携し、農業技術向上に資する情報提供や学習機会の提供を行う。

基本事務 2 土地基盤の整備

ため池や用排水路、農道等を計画的に整備して、生産性の高い基盤整備を進める。ほ場整備については地域住民との協議を進め、計画的な整備を図る。

基本事務 3 高付加価値型農業の推進

都市近郊に位置するという本町の特性を生かし、都市や町内へ出荷することを目的に野菜や園芸作物等の生産を推進するとともに、ブランド化、商品への加工など、付加価値の高い農業経営の推進を図る。また、直売所や小売店への出荷など、流通システムの充実に努める。

基本事務 4 担い手の育成

認定農業者（※）制度の活用等により農業の担い手を確保するとともに、農地貸与や利用権設定等による新規就農を推進する。また新規就農者を支援するため、営農技術習得や営農情報提供等の支援を行う。

基本事務 5 優良農地の効率的利用

認定農業者や集落営農組織等の担い手に対して、面的にまとまりのある形で農用地が利用集積されるよう努める。農地貸与や利用権設定等により、農地の有効利用を推進する。

基本事務 6 環境に配慮した農業の推進

農薬や化学肥料の削減を進めるとともに、農産物残さや食品廃棄物等を肥料や飼料、エネルギーに利用する「農のゼロエミッション」に取り組み、環境に配慮した農業を推進する。

細施策 2 美しい田園景観の維持

基本事務 1 農業集落の振興

都市住民に農作物の収穫体験の場を提供しているオーナー制度など、都市住民と農業集落の交流を推進する。また、ほ場整備と連動しつつ、農業集落内の住環境を整備し、生活環境の充実に図る。

基本事務 2 遊休農地の活用

遊休農地の増加に対しては、担い手の育成など、農業従事者を確保するとともに、農地貸与等による市民農園の開設など有効な活用により、その解消を図る。また、特産品、景観作物の作付けや、近年の新たな農作業スタイルである楽農的利用の推進など、多様な方法により遊休農地の活用を図る。

細施策3 地産地消の推進

基本事務1 地産地消の推進

野菜生産者グループによる直売所販売や、学校給食における地元食材の活用等、地産地消が進んでいる。今後、生産量、品質ともに向上させるとともに、販路を拡大し、地元での消費を促進する。

加工グループについては、製造許可以外に飲食店業、惣菜業の営業許可を取得して活動を広げるとともに、道の駅や小売店等での販売へと発展させる。

用語の解説

認定農業者＝効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画を町に提出し、認定された者。

ゼロエミッション＝産業活動から排出される廃棄物等の全てを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方

楽農＝農業に従事することを「楽しみ」と捉え、家庭菜園や市民農園等での農作業に主体的に取り組むこと

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 2. にぎわいある商業の推進

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 姫路市に隣接する本町は、国道179号を中心に、商業施設や沿道サービス業店舗が多く立地している。
- ・ 消費者の購買動向は、沿道商店や姫路市等の郊外型総合商業施設での購買に変化しており、町内小売業の商店数及び従業者数は平成14年をピークに減少している。（平成19年商業統計）鵜新町交差点周辺の近隣商業地域では閉店する店舗が増えており、JR網干駅の周辺地区でも、大型商業店舗が閉店し、小売店舗の集積度も高くない。
- ・ 消費者問題は、社会情勢の変化によりトラブルが増加する一方、食品偽装、多重債務など課題が多様化している。国においては平成21年度に「消費者庁」が発足し、消費者行政の一元化が図られている。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域に根ざした商業が確立され、まちなぎわいの源となっている。また住環境と調和した、快適な商業環境が構築されている。

基本的な方針

商工会と連携して商店業主に対する経営支援を行い、商品やサービスの提供だけでなく、人と人の交流の拠点、にぎわいの源となる地域商業の活性化を図る。また商品の開発を支援し、新たな「太子町ブランド」を創出する。

大規模店舗については、住環境との調和に配慮した誘導を行い、快適でにぎわいのある商業環境を構築する。

多様化する消費者問題に的確に対応するため、県と連携して相談体制の充実、啓発活動に努めるとともに、消費者個人や関係団体が取り組む主体的な活動を支援する。

○ 基本計画

細施策1 町内商業者への支援

基本事務1 町内商業者への支援

資金融資の助成や、商工会と連携した経営相談、販売促進のための技術的な支援を行い、集客力を向上させるための商業者の主体的な取り組みを支援する。

細施策2 快適でにぎわいのある商業環境の構築

基本事務1 商業・サービス業施設とまちなみとの調和

良好な住環境、都市景観を維持するため、商業・サービス業施設については、地区計画の活用や屋外広告物の適正な規制と誘導等により、周囲の住環境と調和のとれた景観形成を図る。

細施策3 消費者行政の推進

基本事務1 消費者保護体制の充実

架空請求など、悪質商法による消費者の被害を防ぐため、積極的な情報提供を行うとともに、関係機関と連携して相談体制を充実させる。また、消費活動に密接に関わる品質表示の適正化を推進する。

基本事務2 自主的な消費者活動の支援

消費生活モニターや消費者個人が主体的に取り組む、消費者問題の改善や製品の品質確保、環境に配慮した消費生活等の活動を支援する。

政策 8. 産業の活気あふれるまちづくり

施策 3. 活力ある地域工業の振興

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 「バブル景気」崩壊以後の景気低迷、金融危機に端を発する世界同時不況は、国内での設備投資を減退させた。また雇用情勢が悪化し、所得や社会的格差の拡大が問題となっている。
- ・ 本町においても大手家電メーカーの製造ライン縮小、製造業事業所数の減少により製造業従業者数が減少し、地域経済や「まちのにぎわい」に対する影響が懸念されている。
- ・ 町域に用途地域上の「既存不適格工場」が存在する一方、町内には大手家電メーカー所有地以外に工業地域が無いことから、町内での工場移転や事業拡大ができない現状にある。

10年後に目指す将来像

- ・ 地域経済を支える工業の振興が図られている。

基本的な方針

町外からの新たな工場誘致や、町内工場移転先の確保を図るため、町域における新たな工業地域の確保を検討する。

商工会と連携して事業主に対して融資、経営相談、起業支援等を行い、中小企業の振興を図る。

○ 基本計画

細施策1 住環境と調和した工業地域の確保

基本事務1 工業地域の確保と企業誘致

周囲の住環境に配慮しつつ、用途不適格工場の移転誘導及び企業誘致の受け皿となる工業地域の拡張を検討する。

基本事務2 不適格工場の適正化

住居系地域に混在する用途不適格工場等について、事業拡大や改築にあたり適正な用途地域への移転誘導、特別用途地区指定の検討を進める。

細施策2 町内企業の振興

基本事務1 町内企業の振興

商工会との連携を図り、資金融資や技術力向上、人材育成等に対する支援を通じて町内企業の振興を図る。また、町内での起業活動を支援する。

用語の解説

特別用途地区＝都市計画法第8条に規定されている「地域地区」の1つで、都市計画法第9条に定める「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため」、地方公共団体の条例により指定される地区

政策 9. 自治と連携による力強いまちづくり

施策 1. 参画と協働の推進

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 価値観や生活スタイルの多様化、画一性より個性を大切にする機運の高まりなど、住民意識が変化するとともに、行政に対する住民ニーズも多様化、複雑化している。
- ・ 従来の地域や職域を仲介とした人間関係から、特定の目的のために集まって活動を行うボランティア団体やNPOなど、新たな人間関係の形成が進んでいる。また、退職した「団塊の世代」のマンパワーが地域に潜在している。
- ・ その一方、都市化や核家族化の進行により、地域における連帯意識は希薄化している。
- ・ 地方分権の下、地域特性に合った政策を行うためには、広聴体制の充実とともに、住民が町の方針決定に参画することが求められている。
- ・ 全世帯アンケートの結果からは、本町住民は「参画と協働」への参加意思はあるが、その内容はアンケートや自治会・PTA活動への参加など、既存活動への参加が中心となっている。

10年後に目指す将来像

- ・ 住民の声を町政に反映する仕組みが整えられ、住民のニーズに合致した施策が展開されている。
- ・ 住民と行政との協働による事業が推進され、住民が積極的にまちづくりに参加している。

基本的な方針

「参画と協働」によるまちづくりを進めるため、住民と行政が、「①情報・ニーズを共有する、②知恵を出し合う、③力を出し合う」という「参画と協働」の各段階において、住民が参加しやすい環境を整える。

まちづくりに関する情報や行政情報をきめ細やかに発信するとともに、住民と行政の「対話」の機会の拡充など、広聴機能を充実し、住民と行政が行政情報と住民ニーズを共有する。また政策・施策の企画段階から住民が参加する「参画」を推進する。

幅広い年齢層がまちづくりに参加できるよう、参加機会を拡充するとともに、まちづくり活動の担い手となる自治会や婦人会などの地域コミュニティ、ボランティア、NPOとの連携・協働を推進する。特に地域コミュニティの活動は、行政だけでは解決が難しい地域密着型課題の解決に大きな力を発揮するとともに、地域の「にぎわい」の源となるものであり、一層の活動支援を図る。

○ 基本計画

細施策1 行政と住民の情報共有

基本事務1 行政情報の発信

「広報たいし」やホームページなど、既存の媒体を用い、よりきめ細やかな行政情報を発信する。また情報化の進展に応じた新たな情報発信、双方向による情報交換手法を検討する。

基本事務2 住民ニーズの把握

住民と行政が対話する機会を拡充するとともに、町民提案箱や定期的なアンケート調査など、住民ニーズの把握に努め、ニーズに合致した政策形成を行う。

細施策2 住民が参画するシステムづくり

基本事務1 政策形成過程への参加

審議会への住民公募委員の参加、パブリックコメント、特定テーマについての住民と行政の意見交換会など、住民が政策形成過程に参加する環境を整えるとともに、制度の周知広報に努める。

基本事務2 事業への提言

既に実施している事業への評価について、広く住民から意見を募る方法を確立する。

細施策3 協働によるまちづくり

基本事務1 まちづくりへの参加意識の高揚

広報等を通じまちづくりへの関心を高めるとともに、まちづくり協議会など地域主体でのまちづくり活動を推進し、地域の活性化と地域コミュニティの充実を図る。

基本事務2 ボランティアの育成

ボランティア活動の啓発・広報、体験事業や講座の推進により、まちづくりに積極的に参加するボランティアを育成するとともに、活動の場の提供、安心して活動できる環境を整備する。

基本事務3 協働できる仕組みづくり

ボランティアやコミュニティ団体、NPOなど「まちづくりの担い手」の自主性を尊重し、担い手自ら、あるいは担い手同士が行う協働事業を支援するとともに、情報提供、連携できる環境を整える。

細施策4 コミュニティ活動への支援

基本事務1 コミュニティ活動への支援

自治会など地域コミュニティを、地域自治を推進する上で欠かせない存在と位置付け、住民の積極的な参加を促すとともに、住民相互の協働意識、「共助」体制の確立を図る。

基本事務2 指導者の育成

各種研修会の充実や、生涯学習の機会充実を図り、コミュニティ活動のリーダーや後継者の育成を推進し、コミュニティ組織の充実を図る。

基本事務3 活動環境の整備

自治会公民館や放送施設、自治会公園など、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備等に対して支援を行う。

政策 9. 自治と連携による力強いまちづくり

施策 2. 太子町「行政力」のパワーアップ

○ 基本構想記載事項

現状と課題

- ・ 成熟社会に入った今日にあっては、大幅な経済成長、税収増は見込めず、また高齢化社会の進行による医療費や扶助費の増加等により、地方財政をめぐる状況は厳しいものになると見込まれる。
- ・ 地方分権の進展により、市町村に求められる役割は大きくなっている。さらに住民ニーズが多様化する中、地域特性や住民ニーズに合致した政策形成と実施が求められている。
- ・ その一方、職員定員管理計画に基づき進められる職員数の削減に伴い、一人当たりの事務量は増加している。町に求められる役割を果たすため、スリムで機動的な役場組織の構築、職員能力の向上を図る必要がある。
- ・ 情報化社会が進展する中、よりきめ細やかな情報発信、「電子自治体」の推進による行政サービスの向上が可能となっている。一方、パソコンによるインターネット接続環境がない世帯も 45%あり（全世帯アンケート結果より）、「デジタルデバイド」への配慮も必要である。
- ・ 昭和 30 年に建築された役場庁舎は手狭で老朽化が著しく、住民サービスに支障を来している。また災害時の防災拠点として十分な耐震性を確保する必要がある。

10 年後に目指す将来像

- ・ 住民ニーズに合致した施策が効率的に展開され、住民の行政に対する納得度が向上している。
- ・ 職員の意欲と能力を最大限に引き出す組織的な取り組みが行われ、住民の期待に応えうる町職員となっている。
- ・ 事業を着実に推進できる財政基盤が確立されている。

基本的な方針

地方分権の進展、多様化する住民ニーズに対応した、良質な行政サービスが提供できるよう、職員研修や適切な人事管理により、職員資質の向上を図る。またスリムで機動的な役場組織を構築する。

行政改革を着実に実行し、「最少の経費で最大の効果を得る」効率的な行政運営を確立するとともに、必要な施策を確実に実行しうる財政力の強化を図る。

情報化社会の進展に対応し、情報通信技術を活用した情報発信、住民との相互交流体制を構築する。また行政サービスへの活用による利便性向上を図る。さらに住民自らが、情報通信技術を活用して地域活性化を図る環境を構築する。

限られた財源を有効に活用しつつ住民ニーズにあった施策を展開するため、長期的展望に立った計画的な行政運営と財政基盤の確立を推進する。

行政サービス提供の拠点であるとともに、災害時の防災拠点、住民の交流拠点となる役場庁舎を整備する。

○ 基本計画

細施策1 計画的な行政運営

基本事務1 実施計画、財政計画の策定と運用

具体的な事業と財源を明確にした実施計画を策定するとともに、実施計画と連動した財政計画を毎年度作成し、住民ニーズや社会情勢、財政状況を総合的に勘案したうえで、総合計画に示されたまちの将来像を計画的に実現させる。

基本事務2 進行管理システムの確立

行政評価システムを活用して行政運営の計画的な進行管理を行い、効率的かつ迅速な政策目標の実現を目指す。また、そのために必要な施策・事務事業の見直しを行う。

細施策2 行政基盤の確立

基本事務1 役場庁舎の改築

事務効率の向上性と情報発信基地としての機能を有した行政サービス提供の拠点であるとともに、災害時の防災拠点、住民の交流拠点として、役場庁舎を改築する。

基本事務2 広域行政の推進

インターネット等を活用し近隣市町との連携を図るとともに、施設の共同利用や広域的な処理が可能な事業の共同化を図り、効率的な事業運営を図る。

基本事務3 多様な都市間交流の展開

ゆかりのある都市との親善交流を充実し、文化、スポーツを通じた交流の場や機会を拡大する。また町職員の相互交流や研修、防災協定など、行政間の交流も促進する。

細施策3 財政基盤の確立

基本事務1 効率的な財政運営の確立

「最少の経費で最大の効果」を上げるよう、事務事業費の抑制など不断の見直しを行い、効率的な行政を展開する。

基本事務 2 健全な財政指標の維持と基金残高の確保

財政健全化法の趣旨を踏まえ、健全な財政指標を維持するとともに、十分な基金残高を確保し、労働力人口の減少や扶助費の増加など将来の財政事情に対応しうる財政基盤を確立する。

基本事務 3 新たな財源の確保

年度毎に国や県の財政補助制度を整理し、積極的に活用する。また健全な財政運営を維持するため、新たな財源の確保を検討する。

細施策 4 行政の改革の推進

基本事務 1 組織の合理化

定期的に組織体制や定員適正化管理計画に基づく職員定数の見直しを行うなどの合理化を図り、効率的な組織運営を行う。

基本事務 2 事務効率化の推進

指定管理者制度の導入や業務ごとの民間委託を含め、事業のあり方や進め方を常に見直し、あらゆる事業の効率化を図る。

基本事務 3 職員の能力開発の推進

住民に求められる職員像を明らかにした上で、人事評価制度、職員研修、人事異動、専門職選択等の人事制度全般を通じて、長期的な人材育成を図る。

基本事務 4 窓口サービスの向上

職員の接遇態度の向上や案内係の設置等、気持ちの良い窓口サービスを来庁者が受けられる体制を整える。また、休日開庁を踏まえた窓口延長サービスを検討し、多様化する住民ニーズに対応する。

細施策 5 情報化の推進

基本事務 1 行政事務の効率化の推進

書類の保存区分や保存年限をより精査し、情報公開に迅速・適切に対応する文書管理を行う。電子決裁、文書管理の電子化など、行政事務を電子システム化することにより、行政事務の効率化を図る。

基本事務2 行政情報の高度利用

地理情報システムの活用など、行政情報の高度利用を推進する。また、「太子町高度情報化計画」を策定し、電子自治体の構築、地域情報化の推進を図る。

基本事務3 情報セキュリティの確保

各業務のシステム化に伴い、年々高まる情報への脅威に対し、セキュリティを確保する。

基本事務4 情報教育の推進

誰もがデジタル情報を自由に活用できるよう、社会教育を通じて情報リテラシー教育を充実する。